



長野県報

3月22日(火)
平成28年
(2016年)
第2758号

目次

条 例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(市町村課)	7
再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例(人事課)	9
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	10
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課、高校教育課)	28
人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)	28
長野県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例(職員課)	28
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(職員課)	29
長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課)	31
創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(税務課、県民協働課、こども・家庭課、産業立地・経営支援課、労働雇用課)	32
長野県行政不服審査会条例(情報公開・法務課)	33
職務に専念する義務の特例に関する条例等の一部を改正する条例(情報公開・法務課)	33
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(情報公開・法務課、地域福祉課、食品・生活衛生課、観光誘客課国際観光推進室、農業技術課、建築住宅課)	35
長野県消費生活条例の一部を改正する条例(くらし安全・消費生活課)	45
資金積立基金条例の一部を改正する条例(こども・家庭課、私学・高等教育課、介護支援課、障がい者支援課)	46
長野県国民健康保険財政安定化基金条例(健康福祉政策課)	46
長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(健康福祉政策課)	46
介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(介護支援課)	47
長野県手話言語条例(障がい者支援課)	47
長野県流域下水道条例の一部を改正する条例(生活排水課)	49
勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例(労働雇用課)	49
長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例(園芸畜産課)	50
長野県建築基準条例の一部を改正する条例(建築住宅課)	50
政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例(総務課)	51
長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)	51
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(義務教育課)	68
長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(警務課)	69
長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(警務課)	69

規 則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	79
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(職員課)	79
創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	80
長野県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則(くらし安全・消費生活課)	81
職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(人材育成課)	81
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則(警務課)	82
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	82
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	82
給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	85

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	85
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	85
単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	85
給与を減ぜられて支給される職員の給与の支給等の特例に関する規則（人事委員会事務局）	85
営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	87
長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	87
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	87
寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	89
長野県人事委員会事務局処理規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	89
初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	90
任期付職員の採用等に関する規則及び任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	90
再就職した元職員による依頼の規制等による規則（人事委員会事務局）	91
長野県人事委員会傍聴人規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	97

告 示

平成28年2月25日成立した平成27年度補正予算の要領（財政課）	99
平成28年3月14日成立した平成27年度補正予算の要領（財政課）	99
平成28年3月14日成立した平成28年度予算の要領（財政課）	102
平成21年長野県告示第444号（消費者安全法に基づく消費生活センターの設置）の廃止（くらし安全・消費生活課）	107
保安林予定森林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	107
解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	107

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定（2件）（情報政策課）	108
特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	108
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	108
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課サービス産業振興室）	109
土地改良区連合の定款変更の認可（農地整備課）	109
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）	109

本号で公布された条例のあらまし

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第1号)

- 1 農地法の一部改正に伴い、市町村に移譲する農地転用許可等の事務の対象を4ヘクタール(改正前2ヘクタール)以下に拡大することとしたほか、所要の改正を行いました。
- 2 松本市からの要望により都市再開発法に基づく市街地再開発事業の認可等の事務の権限を移譲することとしました。
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行します。

◇ 再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例(条例第2号)

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、県を離職した後に再就職した者による依頼等の規制並びに再就職の状況の届出及び公表について定めました。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第3号)

- 1 人事委員会勧告に基づき、給料表及び勤勉手当について改定したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 一般職の職員の給与に関する条例
 - ア 給料表
平均0.84%引き上げました。
 - イ 勤勉手当
年間支給月数を1.60月(改正前1.50月)に改定しました。
 - (2) 特別職の職員の給与に関する条例
期末手当の年間支給月数を3.15月(改正前3.10月)に改定しました。
- 2 この条例は、公布の日(一部の規定は、平成28年4月1日)から施行し、(1)のアは平成27年4月1日から、(1)のイ及び(2)は同年12月1日から適用します。

◇ 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第4号)

- 1 大北森林組合の補助金不適正受給問題に関し、県政の責任者である知事としての責任を明らかにするため、知事の給料を3か月間、10%減額することとしました。
- 2 学校運営協議会を設置することに伴い、所要の改正を行いました。
- 3 この条例は、公布の日(一部の規定は、平成28年4月1日)から施行します。

◇ 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例(条例第5号)

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく公表事項に職員の退職管理の状況を加えることとしたほか、所要の改正を行いました。
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行します。

◇ 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例(条例第6号)

- 1 刑法の一部改正により、刑の一部の執行猶予を可能とする制度が導入されることに伴い、退職年金等の受給者が刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた場合に、執行中は支給を停止し、執行猶予中は支給を行うよう所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

◇ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第7号)

- 1 地方公務員災害補償法施行令の一部改正に合わせ、非常勤職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償と他の法令に基づく年金たる給付との併給調整に関する規定について、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日(一部の規定は、平成28年4月1日)から施行します。

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、徴収猶予及び職権による換価の猶予について分割納付の規定を設けるとともに、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を新設することとしたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。
-

◇ 創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 県内で創業等を行い、又は障がい者等を雇用する法人等を応援するため、事業税の軽減措置の適用期限を平成30年度（改正前平成27年度）まで3年間延長したほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県行政不服審査会条例（条例第10号）

- 1 行政不服審査法の改正に伴い、長野県行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めました。
 - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。
-

◇ 職務に専念する義務の特例に関する条例等の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 行政不服審査法の改正に伴い、次に掲げる条例について用語の整理を行ったほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 職務に専念する義務の特例に関する条例
 - (2) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
 - (3) 長野県職員退職手当条例
 - (4) 長野県個人情報保護条例
 - (5) 長野県情報公開条例
 - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 諸経費の増大に伴い手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成28年4月1日（一部の規定は、同年12月1日）から施行します。
-

◇ 長野県消費生活条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの設置、消費生活相談員の配置等に関する事項を追加することとしました。
 - 2 この条例は、平成28年4月1日（一部の規定は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日）から施行します。
-

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 将来の県を担う児童等を支援する施策の推進を図るため、長野県こどもの未来支援基金を新設することとしました。
 - 2 次に掲げる基金を廃止しました。
 - (1) 長野県高校生修学支援基金
 - (2) 長野県介護職員処遇改善等臨時特例基金
 - (3) 長野県介護基盤緊急整備等臨時特例基金
 - (4) 長野県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金
 - 3 この条例は、公布の日（一部の規定は、平成28年4月1日）から施行します。
-

◇ 長野県国民健康保険財政安定化基金条例（条例第15号）

- 1 国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険制度の財政の安定化を図るため、財政安定化基金を設置し、その運営に関し必要な事項を定めました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 後期高齢者医療の財政の安定化に資するために設置している基金への拠出率について、10万分の41（改正前10万分の44）に改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。
-

◇ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 介護保険法の一部改正により、県が指定・監督する療養通所介護が、市町村が指定・監督する地域密着型通所介護へと移行することに伴い、介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の療養通所介護に係る規定を削除したほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県手話言語条例（条例第18号）

- 1 手話の普及等に関し必要な事項を定め、手話及びろう者に対する理解を促進することにより、ろう者とろう者以外の者が共に生きる社会を実現するため、次のとおり条例を制定しました。
 - (1) 基本理念並びに県の責務並びに県民、ろう者、手話通訳者、ろう者が通う学校の設置者及び事業者の役割を定めました。
 - (2) 市町村と連携協力し、手話の普及等を推進することとしました。
 - (3) 長野県障害者計画において、長野県障がい者施策推進協議会の意見を聴き、手話の普及等に関する必要な施策について定め、総合的かつ計画的に推進することとしました。
 - (4) 基本的施策を次のように定めました。
 - ア 県民の手話を学ぶ機会を確保することとしました。
 - イ 学校教育において、手話に対する理解を深めることとしました。
 - ウ 手話通訳者等の養成、派遣等により、ろう者が手話による意思疎通を図ることができる環境を整備するとともに、手話を使いやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対し、必要な支援を行うこととしました。
 - エ 災害情報及び行政情報を手話により発信することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県流域下水道条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 長野県諏訪湖流域下水道に立科町公共下水道が接続することに伴い、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。
-

◇ 勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 長野県中野勤労者福祉センターの廃止に伴い、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成28年10月1日から施行します。
-

◇ 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県建築基準条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、長野県建築審査会の委員の任期を定めたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成28年4月1日（一部の規定は、同年6月1日）から施行します。
-

◇ 政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 県の財政状況等を勘案して、平成28年3月31日までの特例（減額）期間を引き続き1年間延長し、平成29年3月31日までとすることとしました。
 - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、給料表を改定（平均0.84%引上げ）したほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成28年4月1日（一部の規定は、公布の日）から施行し、一部の規定は、平成27年4月1日から適用します。
-

◇ 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第25号）

- 1 学校教育法の一部改正により、小中一貫教育を行う「義務教育学校」の制度が創設されることに伴い、次に掲げる条例の学校に係る規定について所要の改正を行いました。
 - (1) 技術専門校条例
 - (2) 工科短期大学校条例
 - (3) 長野県青年の家条例
 - (4) 長野県少年自然の家条例
 - (5) 長野県山岳総合センター条例
 - (6) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例
 - (7) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
 - (8) 長野県学校職員定数条例
 - (9) 長野県いじめ防止対策推進条例
 - (10) 長野県暴力団排除条例
 - (11) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
 - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 警察法施行令の一部改正により、警察官の定数の基準となる定員が増加することから、当該定数を3,472人（改正前3,455人）に改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、給料表を改定（平均0.84%引上げ）したほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成28年4月1日（一部の規定は、公布の日）から施行し、一部の規定は、平成27年4月1日から適用します。
-

条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第1号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の30の2の項中「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に、「(4)に」を「(3)に」に、

- | | |
|--|-----------------|
| <p>(2) 第4条第3項(同条第6項、第5条第3項及び同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による長野県農業会議からの意見の聴取((1)及び(5)の許可並びに(4)及び(7)の協議に係るものに限る。(15)から(18)までにおいて同じ。)</p> <p>(3) 第4条第4項の規定による条件の付加((1)の許可に係るものに限る。)</p> <p>(4) 第4条第5項の規定による農地の転用の協議</p> | を |
| <p>(2) 第4条第7項の規定による条件の付加((1)の許可に係るものに限る。)</p> <p>(3) 第4条第8項の規定による農地の転用の協議</p> <p>(4) 第4条第9項(第5条第5項において準用する場合を含む。)の規定による農業委員会からの意見の聴取((3)及び(7)の協議に係るものに限る。)</p> | に、「第18条第3項の規定によ |

る長野県農業会議を「第18条第3項の規定による都道府県機構」に、「長野県農業会議又は農業委員会」を「農業委員会又は機構」に、「及び(15)から(18)」を「及び(15)から(19)」に、「対する処分」を「対する処分((1)及び(5)の許可並びに(3)及び(7)の協議に係るものに限る。(16)から(19)までにおいて同じ。)」に、

- | | |
|--|-------------------|
| <p>(18) 第51条第4項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収</p> | を |
| <p>(18) 第51条第4項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収</p> <p>(19) 第52条の4の規定による農業委員会からの要請の受理</p> | に改め、同表の34の項中「第136 |

条」を「第136条第1項」に、「長野県農業会議」を「農業委員会」に改め、同表の40の項を次のように改める。

<p>40 都市再開発法(昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。)及び都市再開発法施行令(昭和44年政令第232号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの(県が施行する市街地再開発事業に係るものを除く。)</p> <p>(1) 法第7条の4第1項の規定による建築の許可</p> <p>(2) 法第7条の5第1項の規定による必要な措置の命令</p> <p>(3) 法第7条の5第2項の規定による代執行及び公告</p> <p>(4) 法第7条の6第1項の規定による申出の受理</p> <p>(5) 法第7条の6第2項の規定による公告</p> <p>(6) 法第7条の6第3項の規定による買取り</p> <p>(7) 法第7条の6第4項の規定による通知</p> <p>(8) 法第7条の6第5項の規定による通知の受理</p> <p>(9) 法第7条の7第1項の規定による賃貸又は譲渡</p> <p>(10) 法第7条の7第2項の規定による条件の設定</p> <p>(11) 法第7条の7第3項の規定による契約の解除</p> <p>(12) 法第7条の7第4項の規定による管理</p> <p>(13) 法第7条の9第1項の規定による第1種市街地再開発事業の施行の認可(2以上の市町村の区域にまたがって施行される第1種市街地再開発事業に係るものを除く。(15)から(24)まで、(29)から(38)まで、(60)及び(67)から(76)までにおいて同じ。)</p> <p>(14) 法第7条の9第3項(法第7条の16第2項、第11条第4項、第38条第2項、第50条の2第2項、第50条の9第2項及び第50条の12第2項において準用する場合を含む。)の規定による市町村長の意見の聴取(2以上の市町村の区域にまたがって施行される市街地再開発事業に係るものを除く。(25)から(28)まで、(39)から(44)まで、(59)、(61)から(63)まで、(66)及び(77)から(83)までにおいて同じ。)</p> <p>(15) 法第7条の15第1項(法第7条の16第2項及び第7条の20第2項において準用する場合を含</p>	<p>松本市((13)から(44)まで、(56)及び(59)から(83)までに掲げる事務に限る。)及び町村((1)から(12)まで、(45)から(55)まで、(57)及び(58)に掲げる事務に限る。)</p>
---	--

む。)の規定による公告及び図書の送付

- (16) 法第7条の16第1項の規定による規準又は規約及び事業計画の変更の認可
- (17) 法第7条の17第4項の規定による規約の認可
- (18) 法第7条の17第7項の規定による新たに施行者となった者の氏名等の届出の受理
- (19) 法第7条の17第8項の規定による公告
- (20) 法第7条の19第1項の規定による審査委員の選任の承認
- (21) 法第7条の20第1項の規定による第1種市街地再開発事業の終了の認可
- (22) 法第11条第1項の規定による市街地再開発組合の設立の認可
- (23) 法第11条第2項の規定による市街地再開発組合の設立の認可
- (24) 法第11条第3項の規定による事業計画の認可
- (25) 法第16条第1項(法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の縦覧の手続
- (26) 法第16条第2項(法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の受理
- (27) 法第16条第3項(法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による修正命令又は通知
- (28) 法第16条第5項(法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による修正の申告の受理
- (29) 法第19条第1項(法第38条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び図書の送付
- (30) 法第19条第2項(法第38条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び図書の送付
- (31) 法第27条第4項第3号の規定による報告の受理
- (32) 法第27条第8項の規定による事業報告書等の受理
- (33) 法第28条第1項の規定による理事長の氏名等の届出の受理
- (34) 法第28条第2項の規定による公告
- (35) 法第38条第1項の規定による定款等の変更の認可
- (36) 法第45条第4項の規定による市街地再開発組合の解散の認可
- (37) 法第45条第6項の規定による公告
- (38) 法第49条の規定による決算報告の承認
- (39) 法第50条の2第1項の規定による市街地再開発事業の施行の認可
- (40) 法第50条の8第1項(法第50条の9第2項、第50条の12第2項及び第50条の15第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び図書の送付
- (41) 法第50条の9第1項の規定による規準又は事業計画の変更の認可
- (42) 法第50条の12第1項の規定による再開発会社の合併又は事業の譲渡等の認可
- (43) 法第50条の14第1項の規定による審査委員の選任の承認
- (44) 法第50条の15第1項の規定による市街地再開発事業の終了の認可
- (45) 法第60条第1項ただし書の規定による立入りの許可
- (46) 法第61条第1項の規定による試掘等の許可
- (47) 法第62条第1項の規定による許可証の交付
- (48) 法第62条第2項の規定による許可証の交付
- (49) 法第66条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可
- (50) 法第66条第2項の規定による施行者の意見の聴取
- (51) 法第66条第3項の規定による許可条件の設定
- (52) 法第66条第4項の規定による原状回復等の命令
- (53) 法第66条第5項の規定による代執行及び公告
- (54) 法第66条第7項の規定による土地の形質の変更等の承認
- (55) 法第66条第8項の規定による施行者の意見の聴取
- (56) 法第72条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による権利変換計画の認可(個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社が施行する第1種市街地再開発事業(2以上の市町村の区域にまたがって施行されるものを除く。)に係るものに限る。)
- (57) 法第98条第2項(法第118条の27第2項において準用する場合を含む。)の規定による代執行
- (58) 法第98条第3項の規定による補償金の受領
- (59) 法第99条の3第3項(法第99条の8第5項及び第118条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定による特定建築者の承認
- (60) 法第112条の規定による事業代行の開始の決定

- (61) 法第113条（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告
- (62) 法第114条（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行の実施
- (63) 法第117条第1項（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告
- (64) 法第118条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による管理処分計画の認可（再開発会社が施行する第2種市街地再開発事業（2以上の市町村の区域にまたがって施行されるものを除く。）に係るものに限る。）
- (65) 法第118条の30第1項の規定による事業代行の開始の決定（2以上の市町村の区域にまたがって施行される第2種市街地再開発事業に係るものを除く。）
- (66) 法第124条第3項の規定による措置命令
- (67) 法第124条の2第1項の規定による検査及び措置命令
- (68) 法第124条の2第2項の規定による第1種市街地再開発事業の施行の認可の取消し
- (69) 法第124条の2第3項の規定による公告
- (70) 法第125条第1項の規定による検査
- (71) 法第125条第2項の規定による検査
- (72) 法第125条第3項の規定による措置命令
- (73) 法第125条第4項の規定による市街地再開発組合の設立の認可の取消し
- (74) 法第125条第5項の規定による市街地再開発組合の総会の招集
- (75) 法第125条第6項の規定による投票の実施
- (76) 法第125条第7項の規定による議決等の取消し
- (77) 法第125条の2第1項の規定による検査
- (78) 法第125条の2第2項の規定による検査
- (79) 法第125条の2第3項の規定による措置命令
- (80) 法第125条の2第4項の規定による市街地再開発事業の施行の認可の取消し
- (81) 法第125条の2第5項の規定による公告
- (82) 法第133条第1項の規定による管理規約の認可
- (83) 都市再開発法施行令第4条の2第3項（同令第22条の3において準用する場合を含む。）の規定による審査委員の解任の承認

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

市町村課

再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第2号

再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定により、再就職した元職員による依頼の規制等に関し必要な事項を定めるものとする。

(依頼等の規制)

第2条 地方公務員法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、元職員（同条第1項に規定する職員であった者をいう。次条において同じ。）であって離職後に営利企業等の地位に就いているもの（同法第38条の2第1項に規定する再就職者に限る。）のうち、同条第8項に規定する人事委員会規則で定める職に離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた同条第1項に規定する執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又は同条第8項に規定する人事委員会規則で定める者に対し、同条第1項に規定する契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就

ていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 元職員（人事委員会規則で定める者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(任命権者による公表)

第4条 前条の任命権者は、毎年度、人事委員会規則で定めるところにより、同条の届出に係る事項に関し公表するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

人事課

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第3号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第36条第1項第1号中「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

附則第8項中「100分の0.375」を「100分の0.425」に、「100分の0.475」を「100分の0.525」に、「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

(別表第1)(第6条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	193,400	230,200	264,200	291,000	322,300	367,400	413,700	464,900
	2	143,500	195,200	231,800	266,300	293,200	324,500	370,000	416,200	468,000
	3	144,800	197,000	233,300	268,100	295,600	326,900	372,500	418,700	471,100
	4	145,900	198,900	235,000	270,200	297,800	329,100	375,200	421,100	474,100
	5	147,000	200,500	236,500	272,200	299,800	331,500	377,300	423,100	477,200
	6	148,100	202,300	238,200	274,100	302,200	333,500	379,900	425,400	480,200
	7	149,200	204,100	239,700	276,100	304,500	335,700	382,200	427,600	483,300
	8	150,300	206,000	241,400	278,300	306,900	338,000	384,700	429,800	486,400
	9	151,500	207,700	242,900	280,400	309,000	340,100	387,300	431,800	489,200
	10	152,900	209,500	244,400	282,400	311,300	342,300	390,000	434,000	492,300
	11	154,200	211,400	246,000	284,600	313,600	344,500	392,700	436,100	495,400
	12	155,500	213,200	247,600	286,700	315,900	346,700	395,400	438,200	498,500
	13	156,900	214,600	249,100	288,700	318,100	348,700	397,900	440,000	501,300
	14	158,400	216,400	250,600	290,900	320,300	350,800	400,200	441,800	503,600
	15	159,900	218,200	252,000	292,900	322,500	352,900	402,400	443,800	506,000
	16	161,500	220,000	253,500	295,100	324,600	354,900	404,900	445,900	508,300
	17	162,900	221,700	255,000	297,100	326,800	356,900	406,700	447,800	510,400
	18	164,400	223,500	256,800	299,100	328,800	358,900	408,700	449,600	511,900
	19	165,900	225,100	258,500	301,300	331,000	360,700	410,700	451,500	513,400
	20	167,400	226,700	260,400	303,300	333,000	362,700	412,500	453,200	514,800
	21	168,900	228,200	262,100	305,400	335,000	364,700	414,400	455,000	516,000
	22	171,600	230,000	263,900	307,600	337,200	366,600	416,300	456,500	517,500
	23	174,200	231,600	265,800	309,600	339,200	368,700	418,100	458,000	519,000
	24	176,900	233,200	267,500	311,700	341,300	370,600	420,000	459,500	520,500
	25	179,600	234,700	269,500	313,600	343,000	372,600	421,900	460,900	521,600
	26	181,400	236,200	271,500	315,700	344,900	374,600	423,400	462,200	522,700
	27	183,100	237,700	273,300	317,800	346,800	376,600	424,900	463,600	524,000
	28	184,800	239,000	275,200	319,900	348,700	378,600	426,500	464,800	525,200
	29	186,300	240,300	277,000	321,900	350,500	380,200	428,200	465,800	526,200
	30	188,200	241,600	278,900	323,900	352,400	382,000	429,500	466,500	527,100
	31	190,000	242,700	280,800	326,100	354,300	383,800	430,800	467,300	528,000
	32	191,700	243,900	282,600	328,200	356,200	385,500	432,000	468,000	528,900
	33	193,400	245,200	284,400	329,700	358,100	387,300	433,300	468,700	529,800
	34	194,900	246,500	286,300	331,800	359,900	388,700	434,600	469,600	530,700

	35	196,400	247,800	288,100	333,700	361,800	390,200	435,900	470,300	531,400
	36	197,900	249,100	290,100	335,800	363,500	391,900	437,100	470,900	531,900
	37	199,300	250,100	291,800	337,800	364,900	393,300	438,300	471,400	532,600
	38	200,600	251,500	293,500	339,700	366,200	394,500	439,100	472,000	533,200
	39	201,900	253,100	295,400	341,700	367,700	395,700	440,000	472,600	534,000
	40	203,200	254,600	297,200	343,700	369,100	396,800	440,800	473,200	534,600
	41	204,600	256,000	298,900	345,600	370,400	398,000	441,400	473,700	535,100
	42	205,900	257,400	300,600	347,500	371,300	399,200	442,100	474,200	
	43	207,200	258,900	302,400	349,400	372,400	400,400	442,800	474,600	
	44	208,500	260,300	304,000	351,300	373,600	401,500	443,500	474,900	
	45	209,700	261,500	305,700	352,800	374,400	402,200	444,300	475,200	
	46	211,100	262,800	307,500	354,200	375,300	402,900	445,100		
	47	212,400	264,200	309,100	355,800	376,200	403,700	445,600		
	48	213,700	265,700	310,800	357,300	377,100	404,400	446,300		
	49	214,800	267,000	312,000	358,900	378,000	405,000	446,800		
	50	215,900	268,100	313,600	359,700	378,800	405,600	447,200		
	51	217,000	269,400	315,100	360,900	379,700	406,100	447,600		
	52	218,100	270,800	316,700	362,000	380,500	406,500	448,000		
	53	219,200	271,900	318,300	362,900	381,200	406,900	448,400		
	54	220,200	273,000	320,000	364,000	381,900	407,200	448,800		
	55	221,100	274,300	321,600	364,900	382,600	407,500	449,200		
	56	222,100	275,600	323,100	366,000	383,300	407,800	449,500		
	57	222,900	276,800	324,600	366,900	383,800	408,100	449,800		
	58	223,800	277,800	325,900	367,700	384,400	408,400	450,200		
	59	224,700	278,900	327,100	368,400	385,100	408,700	450,500		
	60	225,600	280,000	328,300	369,100	385,800	409,000	450,800		
	61	226,300	281,200	329,000	369,500	386,200	409,400	451,100		
	62	227,300	282,200	329,900	370,100	386,900	409,700			
	63	228,200	283,200	330,700	370,800	387,500	410,000			
	64	229,200	284,200	331,600	371,500	388,100	410,300			
再任用 職員以 外の職 員	65	229,900	285,000	332,500	371,800	388,500	410,600			
	66	230,800	285,900	332,900	372,500	389,100	410,900			
	67	231,700	286,600	333,600	373,300	389,700	411,200			
	68	232,800	287,500	334,400	374,000	390,300	411,500			
	69	233,600	288,500	335,200	374,300	390,700	411,700			
	70	234,300	289,400	335,900	374,900	391,300	412,000			
	71	235,100	290,200	336,600	375,600	391,800	412,300			
	72	235,900	291,000	337,400	376,200	392,400	412,600			
	73	236,700	291,800	337,900	376,500	392,700	412,800			
	74	237,400	292,300	338,500	377,100	393,100	413,100			
	75	238,100	292,700	339,000	377,800	393,500	413,400			
	76	238,800	293,200	339,600	378,400	393,900	413,600			
	77	239,500	293,300	339,900	378,800	394,200	413,800			
	78	240,300	293,700	340,400	379,400	394,500	414,100			
	79	241,200	293,900	340,800	380,000	394,800	414,400			
	80	242,000	294,300	341,300	380,500	395,100	414,600			
	81	242,700	294,500	341,700	381,000	395,300	414,800			
	82	243,400	294,700	342,200	381,600	395,600	415,200			
	83	244,100	295,200	342,700	382,100	395,900	415,500			
	84	244,800	295,500	343,300	382,400	396,100	415,700			

	85	245,500	295,800	343,600	382,800	396,300	415,900			
	86	246,200	296,100	344,000	383,300	396,600				
	87	247,000	296,400	344,500	383,700	396,900				
	88	247,700	296,800	344,900	384,100	397,200				
	89	248,400	297,100	345,200	384,500	397,400				
	90	248,900	297,500	345,600	385,100	397,700				
	91	249,400	297,800	346,100	385,500	398,000				
	92	249,900	298,200	346,500	385,900	398,200				
	93	250,200	298,300	346,700	386,200	398,400				
	94		298,500	347,100	386,700					
	95		298,900	347,600	387,100					
	96		299,300	348,000	387,500					
	97		299,500	348,100	387,800					
	98		299,800	348,600	388,300					
	99		300,200	349,100	388,700					
	100		300,600	349,400	389,100					
	101		300,900	349,700	389,400					
	102		301,200	350,100						
	103		301,600	350,500						
	104		301,900	350,900						
	105		302,100	351,400						
	106		302,400	351,800						
	107		302,800	352,200						
	108		303,100	352,600						
	109		303,300	353,100						
	110		303,700	353,500						
	111		304,100	353,800						
	112		304,400	354,100						
	113		304,500	354,600						
	114		304,800							
	115		305,100							
	116		305,500							
	117		305,700							
	118		305,900							
	119		306,200							
	120		306,500							
	121		307,000							
	122		307,200							
	123		307,500							
	124		307,800							
	125		308,100							
再任用 職員		189,600	217,600	258,200	278,000	293,300	319,200	361,600	395,200	447,200

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(別表第2)(第6条関係)

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,500	193,000	281,000	334,000	393,600
	2	143,600	195,600	283,500	336,200	396,500

3	144,900	198,000	285,900	338,500	399,400
4	146,000	200,500	288,400	340,600	402,200
5	147,100	203,000	290,800	342,500	404,600
6	148,400	205,400	293,000	344,700	407,300
7	149,700	207,700	295,200	346,800	410,100
8	151,100	209,900	297,200	349,000	412,800
9	152,200	212,100	299,400	350,900	415,500
10	153,900	214,400	302,200	352,900	418,100
11	155,500	216,900	304,800	355,100	420,800
12	157,200	219,200	307,700	357,100	423,700
13	158,700	221,400	310,100	359,200	426,300
14	160,600	223,900	312,700	361,200	429,100
15	162,600	226,300	315,400	363,100	431,900
16	164,600	228,800	318,200	365,000	434,700
17	166,400	231,100	320,900	366,900	437,200
18	168,700	233,900	323,100	368,900	439,900
19	170,900	236,900	325,400	370,800	442,400
20	173,000	239,800	327,600	372,800	445,000
21	175,300	242,400	329,900	374,500	447,600
22	177,700	245,100	332,000	376,500	450,200
23	180,000	247,700	334,000	378,400	452,900
24	182,400	250,400	336,100	380,400	455,400
25	184,500	253,200	338,300	382,000	457,700
26	186,800	255,600	340,200	383,700	460,000
27	188,900	257,900	342,000	385,700	462,500
28	191,000	260,300	344,000	387,600	465,100
29	193,100	263,000	346,000	389,400	467,600
30	194,900	265,300	347,700	391,400	470,200
31	196,700	267,200	349,400	393,300	472,700
32	198,400	269,300	351,100	395,200	475,200
33	200,300	271,300	352,500	396,800	477,600
34	202,200	273,300	353,900	398,700	480,000
35	204,100	275,400	355,500	400,300	482,500
36	206,100	277,500	357,000	402,100	485,000
37	207,800	279,400	358,300	403,400	487,500
38	209,700	280,900	359,700	404,900	490,000
39	211,700	282,300	361,200	406,300	492,400
40	213,600	283,900	362,600	407,700	495,000
41	215,500	285,300	363,500	409,200	497,300
42	217,500	286,400	364,600	410,500	499,600
43	219,400	287,400	365,800	412,000	501,800
44	221,300	288,400	366,900	413,600	504,000
45	223,100	289,300	368,200	415,000	505,800
46	225,000	290,500	369,400	416,300	507,300
47	226,800	291,800	370,700	417,900	508,900
48	228,700	293,000	371,800	419,500	510,400
49	230,400	294,400	372,900	420,800	512,200
50	232,200	295,800	374,300	422,300	513,600
51	233,900	296,900	375,600	423,800	515,000
52	235,700	298,100	376,900	425,200	516,500

	53	237,200	299,300	377,600	426,600	517,700
	54	239,000	300,500	378,600	428,100	518,900
	55	240,800	301,900	379,600	429,500	520,100
	56	242,400	303,100	380,600	430,900	521,300
再任用 職員以 外の職 員	57	243,900	304,200	381,400	432,000	522,200
	58	245,100	305,400	382,200	433,400	523,200
	59	246,200	306,600	382,900	434,800	524,300
	60	247,400	307,900	383,600	436,100	525,300
	61	248,600	308,900	384,200	436,900	526,400
	62	249,700	310,000	384,900	437,800	527,300
	63	250,700	311,100	385,900	438,800	528,000
	64	251,800	312,200	386,800	439,800	528,700
	65	253,100	313,300	387,400	440,700	529,600
	66	254,200	314,400	388,200	441,500	530,400
	67	255,300	315,500	389,000	442,100	531,200
	68	256,300	316,500	389,800	442,900	532,000
	69	257,300	317,600	390,400	443,300	532,700
	70	258,800	318,600	391,200	443,900	533,500
	71	260,300	319,800	391,900	444,400	534,300
	72	261,700	320,900	392,600	444,900	535,100
	73	263,100	321,700	393,300	445,500	535,900
	74	264,500	322,700	393,900		
	75	266,000	323,800	394,500		
	76	267,300	325,000	395,200		
77	268,400	326,100	395,900			
78	269,600	327,100	396,500			
79	271,000	328,000	397,200			
80	272,200	328,900	397,800			
81	273,600	330,000	398,400			
82	274,900	330,800	399,000			
83	276,200	331,600	399,600			
84	277,500	332,400	400,200			
85	278,700	332,900	400,700			
86	279,800	333,400	401,200			
87	281,100	333,900	401,700			
88	282,300	334,400	402,400			
89	283,400	334,700	402,800			
90	284,600	335,200	403,400			
91	285,800	335,700	403,900			
92	287,000	336,200	404,600			
93	288,000	336,500	405,000			
94	289,100	337,000	405,500			
95	290,100	337,500	406,000			
96	291,100	338,000	406,700			
97	291,700	338,500	407,100			
98	292,600	339,000				
99	293,300	339,500				
100	294,200	340,000				
101	295,200	340,500				
102	295,900	341,000				

	103	296,600	341,500			
	104	297,300	342,000			
	105	298,000	342,500			
	106	298,500	343,000			
	107	299,000	343,500			
	108	299,500	343,900			
	109	299,700	344,400			
	110	300,100	344,800			
	111	300,400	345,300			
	112	300,700	345,700			
	113	301,100	346,200			
	114	301,400	346,600			
	115	301,700	347,100			
	116	302,000	347,500			
	117	302,300	348,000			
	118	302,700	348,400			
	119	303,000	348,800			
	120	303,400	349,300			
	121	303,700	349,700			
再任用 職員		219,900	261,800	287,000	330,100	389,600

(備考) この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(別表第3)(第6条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,400	334,100	400,900	478,000
	2	249,900	337,200	403,900	480,300
	3	252,400	340,100	406,800	482,600
	4	255,000	343,300	409,800	484,900
	5	257,300	346,000	412,500	487,200
	6	261,200	349,400	415,300	489,500
	7	265,100	352,600	418,100	491,700
	8	268,900	355,800	420,900	494,000
	9	272,600	358,800	423,600	496,000
	10	276,600	361,900	426,300	498,100
	11	280,700	365,000	429,100	500,300
	12	284,800	368,300	431,800	502,400
	13	288,600	371,400	434,400	504,500
	14	292,700	375,100	436,900	506,700
	15	296,700	378,500	439,400	508,800
	16	300,600	382,300	441,900	510,900
	17	304,500	386,000	444,100	513,100
	18	308,200	388,700	446,600	515,100
	19	311,700	391,600	449,000	517,100
	20	315,400	394,400	451,500	519,200

	21	319,100	397,400	453,500	521,000
	22	322,800	400,000	455,900	522,800
	23	326,400	402,600	458,400	524,800
	24	330,100	405,300	460,700	526,700
	25	333,700	407,600	462,900	528,400
	26	336,500	410,000	465,300	530,300
	27	339,300	412,300	467,500	532,100
	28	341,900	414,600	469,900	533,900
	29	344,800	417,100	472,100	535,900
	30	347,100	419,200	474,400	537,700
	31	349,400	421,300	476,800	539,500
	32	351,800	423,400	479,000	541,300
	33	354,200	425,500	481,000	543,000
	34	356,700	427,600	483,200	544,800
	35	359,000	429,600	485,300	546,500
	36	361,600	431,600	487,500	548,400
	37	364,000	433,800	489,600	550,000
	38	366,400	435,800	491,400	551,600
	39	368,900	437,800	493,200	553,000
	40	371,300	439,900	495,100	554,700
	41	373,700	441,900	496,800	556,200
	42	375,100	443,700	498,600	557,600
	43	376,600	445,500	500,500	559,000
	44	378,100	447,300	502,300	560,400
	45	379,700	449,200	503,900	561,600
	46	381,100	451,000	505,700	562,600
再任用	47	382,600	452,900	507,500	563,600
職員以	48	384,100	454,600	509,300	564,600
外の職	49	385,500	456,400	510,900	565,700
員	50	386,500	458,200	512,300	566,600
	51	387,500	460,000	513,600	567,500
	52	388,500	461,800	514,900	568,400
	53	389,500	463,800	516,200	569,200
	54	390,400	465,000	517,600	570,100
	55	391,400	466,200	518,900	571,000
	56	392,300	467,400	520,200	572,000
	57	393,300	468,600	521,200	572,900
	58	394,200	469,700	522,000	573,800
	59	395,000	470,700	522,800	574,700
	60	395,800	471,700	523,700	575,400
	61	396,600	472,500	524,600	576,300
	62	397,200	473,200	525,400	577,200
	63	397,600	473,900	526,300	578,200
	64	398,100	474,600	527,100	579,100
	65	398,400	475,400	528,000	580,000
	66		476,100	528,900	
	67		476,800	529,700	
	68		477,500	530,600	
	69		478,000	531,500	

70	478,700	532,300		
71	479,400	533,200		
72	480,100	534,100		
73	480,500	534,900		
74	481,100	535,900		
75	481,900	536,800		
76	482,600	537,500		
77	483,000	538,300		
78	483,600	539,200		
79	484,200	540,100		
80	484,700	541,000		
81	485,300	541,900		
82	485,800	542,800		
83	486,300	543,700		
84	486,800	544,600		
85	487,200	545,400		
86	487,900	546,300		
87	488,300	547,200		
88	488,800	548,200		
89	489,300	549,000		
90	489,900			
91	490,500			
92	490,900			
93	491,400			
94	492,000			
95	492,600			
96	493,200			
97	493,800			
再任用職員	299,900	343,100	398,400	472,600

(備考) この表は、医師又は歯科医師である職員で人事委員会の定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,400	185,900	221,800	248,500	281,700	330,300	376,100
	2	148,800	187,600	223,500	249,900	283,800	332,400	378,800
	3	150,200	189,200	225,100	251,100	286,000	334,600	381,500
	4	151,700	190,800	226,700	252,500	288,200	336,800	384,200
	5	152,900	192,300	228,100	253,800	290,500	338,900	386,700
	6	154,700	194,000	229,800	255,000	292,600	341,100	389,400
	7	156,500	195,600	231,300	256,200	294,700	343,300	392,100
	8	158,200	197,100	232,900	257,500	297,000	345,500	394,800
	9	159,900	198,800	234,200	258,900	299,000	347,500	396,900
	10	161,600	200,500	235,800	259,900	301,300	349,700	399,300
	11	163,400	202,100	237,200	261,000	303,400	351,900	401,500
	12	165,200	203,800	238,500	262,000	305,600	354,000	403,800
	13	166,700	205,500	240,200	263,300	307,900	355,800	405,900
	14	168,700	207,100	241,700	265,000	309,900	357,800	407,900

	15	170,700	208,700	242,900	266,600	312,000	359,700	410,000
	16	172,600	210,300	244,300	268,100	314,100	361,800	412,100
	17	174,600	211,900	245,500	269,700	316,300	363,700	413,900
	18	176,500	213,500	246,800	271,600	318,300	365,700	416,000
	19	178,300	215,200	248,000	273,400	320,500	367,800	417,900
	20	180,200	217,000	249,300	275,300	322,600	369,800	420,000
	21	182,200	218,300	250,700	277,200	324,500	371,600	421,900
	22	183,700	219,800	251,700	279,000	326,600	373,700	423,500
	23	185,200	221,200	252,900	280,800	328,500	375,800	425,100
	24	186,800	222,800	254,000	282,600	330,500	377,900	426,600
	25	188,400	224,200	255,200	284,500	332,600	379,400	428,200
	26	189,900	225,600	256,700	286,400	334,500	381,200	429,500
	27	191,400	226,900	258,100	288,300	336,500	383,000	430,800
	28	192,900	228,200	259,700	290,200	338,600	384,700	432,100
	29	194,400	229,700	261,200	292,200	340,200	386,600	433,500
	30	195,700	231,100	262,900	294,100	342,000	388,100	434,700
	31	197,000	232,600	264,600	296,000	343,800	389,700	435,900
	32	198,300	234,000	266,400	297,900	345,600	391,500	437,000
	33	199,800	235,500	267,900	299,700	347,300	392,800	438,200
	34	201,200	236,800	269,700	301,500	349,200	394,100	439,500
	35	202,600	237,900	271,500	303,300	351,100	395,400	440,700
	36	204,000	239,200	273,300	305,100	352,900	396,600	441,900
	37	205,200	240,700	274,800	306,600	354,700	397,800	443,200
	38	206,500	242,000	276,500	308,400	356,500	399,000	444,000
	39	207,800	243,200	278,300	310,100	358,100	400,100	444,400
	40	209,100	244,500	280,000	311,700	359,800	401,200	445,100
	41	210,300	245,800	281,700	313,600	361,100	402,000	445,700
	42	211,600	247,200	283,400	315,300	362,200	402,800	446,100
	43	212,800	248,400	285,100	316,900	363,400	403,700	446,500
	44	214,000	249,500	286,800	318,600	364,600	404,500	446,900
	45	215,200	250,700	288,400	319,900	365,800	404,900	447,300
	46	216,300	252,100	290,200	321,300	366,600	405,500	447,700
	47	217,400	253,700	291,900	322,800	367,900	406,000	448,100
	48	218,500	255,200	293,500	324,400	369,000	406,400	448,400
	49	219,500	256,800	295,000	325,900	370,000	406,800	448,700
	50	220,500	258,200	296,600	327,200	371,000	407,100	449,100
再任用 職員以 外の職 員	51	221,400	259,700	298,100	328,400	372,000	407,400	449,400
	52	222,400	261,100	299,700	329,700	373,100	407,700	449,700
	53	223,200	262,200	301,200	330,800	373,900	408,000	450,000
	54	224,100	263,600	302,700	331,900	374,700	408,300	
	55	224,900	265,100	304,100	333,000	375,600	408,600	
	56	225,900	266,500	305,600	334,000	376,500	408,900	
	57	226,600	267,500	307,000	334,500	377,000	409,300	
	58	227,500	268,800	308,200	335,400	377,800	409,600	
	59	228,300	270,100	309,400	336,200	378,600	409,900	
	60	229,200	271,500	310,800	337,200	379,500	410,300	
	61	230,100	272,500	312,100	338,000	379,900	410,500	
	62	231,000	273,700	313,400	338,300	380,600	410,800	
	63	231,900	275,000	314,700	338,900	381,300	411,100	
	64	233,000	276,300	315,900	339,600	382,000	411,400	

	65	233,700	277,400	317,300	340,200	382,400	411,600
	66	234,500	278,500	318,100	340,900	383,000	
	67	235,400	279,600	319,000	341,600	383,700	
	68	236,300	280,700	319,800	342,300	384,300	
	69	237,000	281,800	320,400	343,100	384,700	
	70	237,700	282,900	321,100	343,600	385,300	
	71	238,400	284,000	321,800	344,200	385,800	
	72	239,100	285,100	322,400	344,800	386,300	
	73	239,800	286,000	323,100	345,100	386,900	
	74	240,700	286,700	323,300	345,700	387,400	
	75	241,500	287,200	323,900	346,200	388,000	
	76	242,300	288,000	324,500	346,800	388,600	
	77	242,900	288,900	325,200	347,300	389,100	
	78	243,500	289,500	325,700	347,800	389,600	
	79	244,100	290,100	326,200	348,300	390,100	
	80	244,700	290,700	326,700	348,700	390,600	
	81	245,100	291,400	327,300	349,100	390,900	
	82	245,500	291,900	327,800	349,400	391,500	
	83	245,900	292,300	328,200	349,800	391,900	
	84	246,300	292,700	328,700	350,100	392,300	
	85	246,800	292,900	329,200	350,600	392,700	
	86		293,100	329,600	350,900	393,200	
	87		293,300	329,800	351,200	393,600	
	88		293,500	330,200	351,500	394,000	
	89		293,900	330,600	351,900	394,400	
	90		294,100	331,100	352,200	394,900	
	91		294,300	331,500	352,600	395,300	
	92		294,500	331,900	352,900	395,700	
	93		295,000	332,200	353,300	396,100	
	94		295,200	332,400	353,600		
	95		295,400	332,800	353,900		
	96		295,700	333,100	354,200		
	97		296,100	333,300	354,500		
	98		296,400	333,600	354,900		
	99		296,600	333,900	355,400		
	100		296,900	334,200	355,800		
	101		297,200	334,400	356,300		
	102		297,400	334,700	356,700		
	103		297,600	335,100	357,100		
	104		297,900	335,300	357,500		
	105		298,200	335,400	358,000		
	106			335,700			
	107			336,100			
	108			336,300			
	109			336,500			
	110			337,000			
	111			337,400			
	112			337,800			
	113			338,000			

再任用職員		190,600	217,700	246,300	260,000	285,600	327,000	369,900
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(備考) この表は、保健福祉事務所等に勤務する薬剤師、獣医師、管理栄養士、診療放射線技師、衛生検査技師等で人事委員会の定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	161,000	189,000	238,200	261,600	287,700	333,700
	2	162,500	191,100	240,000	262,600	289,600	335,800
	3	164,000	193,300	241,900	263,500	291,500	338,000
	4	165,400	195,300	243,700	264,600	293,500	340,200
	5	166,900	197,400	245,100	265,600	295,400	342,400
	6	168,500	199,800	246,400	266,600	297,200	344,600
	7	170,000	202,100	247,700	267,400	299,100	346,800
	8	171,500	204,400	249,000	268,500	301,100	349,000
	9	172,800	206,900	250,100	269,600	303,000	350,700
	10	174,600	208,300	251,200	270,400	304,900	352,700
	11	176,200	209,700	252,100	271,700	306,700	354,600
	12	177,800	211,200	253,200	272,900	308,700	356,700
	13	179,300	212,600	254,500	274,200	310,400	358,700
	14	181,400	214,100	255,600	275,600	312,100	360,800
	15	183,400	215,600	256,400	276,900	314,000	363,000
	16	185,400	216,900	257,400	278,400	315,800	365,000
	17	187,700	218,300	258,300	279,800	317,700	367,100
	18	189,800	219,800	259,300	281,200	319,400	369,100
	19	191,900	221,300	260,300	282,500	321,100	371,200
	20	194,100	222,900	261,300	284,100	322,800	373,400
	21	196,200	224,300	262,200	285,700	324,300	375,100
	22	198,400	226,000	263,200	287,300	325,900	377,200
	23	200,700	227,700	264,200	288,900	327,500	379,400
	24	202,900	229,500	265,300	290,400	329,000	381,400
	25	205,000	230,900	266,500	291,700	330,700	383,400
	26	206,300	232,600	267,900	293,500	332,200	385,100
	27	207,600	234,300	269,100	295,400	333,700	387,000
	28	208,900	236,100	270,500	297,100	335,300	388,900
	29	210,100	237,700	271,900	298,700	336,700	390,700
	30	211,400	239,100	273,400	300,400	338,300	392,500
	31	212,700	240,400	275,000	302,100	339,700	394,400
	32	213,900	241,700	276,500	303,800	341,200	396,200
	33	215,200	243,000	278,200	305,300	342,800	398,000
	34	216,500	244,100	279,700	306,900	344,400	399,700
	35	217,900	245,000	281,000	308,500	346,000	401,500
	36	219,200	246,100	282,400	310,100	347,500	403,300
	37	220,600	247,300	284,100	311,600	349,300	404,900
	38	222,000	248,400	285,500	313,100	350,900	406,600
	39	223,500	249,300	287,000	314,700	352,400	408,400
	40	224,900	250,400	288,400	316,300	354,000	410,300
	41	225,900	251,200	290,100	317,900	355,300	411,800
	42	227,300	252,100	291,700	319,400	356,800	413,300

	43	228,800	253,100	293,200	320,800	358,300	414,800
	44	230,200	254,100	294,900	322,300	359,700	416,200
	45	231,400	255,000	296,300	323,400	361,400	417,300
	46	232,800	256,000	297,700	324,800	362,400	418,400
	47	234,100	257,000	299,200	326,300	363,900	419,500
	48	235,500	258,000	300,700	327,800	365,200	420,700
	49	236,600	259,100	302,100	328,900	366,600	422,100
	50	237,700	260,300	303,400	330,300	368,100	423,200
	51	238,700	261,500	304,800	331,700	369,400	424,400
	52	239,800	262,800	306,200	333,000	370,800	425,500
	53	241,000	264,000	307,800	334,400	372,300	426,700
	54	242,100	265,600	309,100	335,800	373,600	427,800
	55	243,100	267,000	310,500	337,300	374,700	428,900
	56	244,100	268,500	311,900	338,600	375,900	430,000
	57	245,100	270,100	313,100	339,500	377,000	431,100
	58	246,100	271,800	314,300	340,800	377,900	431,600
	59	247,000	273,300	315,500	342,000	378,900	432,200
	60	248,000	274,900	316,900	343,400	380,000	432,600
	61	249,000	276,300	318,000	344,500	380,600	433,300
	62	250,000	277,900	319,400	345,400	381,400	433,800
	63	250,900	279,400	320,700	346,600	382,200	434,200
	64	251,900	280,800	321,900	347,900	383,000	434,700
	65	252,900	282,400	323,200	349,100	383,700	435,300
	66	253,900	284,000	324,500	350,300	384,400	435,700
	67	255,000	285,500	325,900	351,500	385,300	436,000
	68	256,000	287,000	327,200	352,600	386,000	436,300
	69	256,900	288,200	327,900	353,600	386,600	436,700
	70	258,000	289,800	329,000	354,600	387,200	
	71	259,300	291,300	330,100	355,800	387,900	
	72	260,500	292,700	331,100	356,900	388,500	
	73	261,900	293,900	332,400	357,700	389,200	
	74	263,200	295,400	333,100	358,800	389,700	
	75	264,500	296,800	334,200	359,900	390,300	
	76	265,900	298,100	335,400	361,100	390,800	
	77	266,900	299,600	336,500	361,800	391,300	
	78	268,000	301,000	337,800	362,600	391,900	
	79	269,300	302,200	338,900	363,400	392,400	
	80	270,600	303,500	340,100	364,100	392,700	
	81	271,800	304,300	341,200	364,700	393,000	
	82	272,800	305,500	342,300	365,200	393,500	
	83	273,900	306,600	343,400	365,800	393,900	
	84	275,000	307,900	344,500	366,300	394,200	
	85	275,900	309,000	345,400	366,900	394,500	
	86	276,900	310,200	346,400	367,500	395,000	
	87	278,000	311,400	347,300	368,100	395,500	
	88	279,100	312,500	348,300	368,600	395,900	
	89	280,100	313,900	349,400	369,000	396,200	
	90	281,000	315,100	350,200	369,400	396,600	
	91	282,000	316,300	351,000	370,000	397,200	
	92	283,100	317,500	351,800	370,500	397,600	

再任用
職員以
外の職
員

93	284,100	318,300	352,400	370,800	398,000
94	285,100	319,100	353,000	371,300	398,400
95	286,000	319,800	353,700	371,700	398,900
96	287,000	320,400	354,300	372,000	399,300
97	287,900	321,100	354,700	372,600	399,700
98	288,700	321,400	355,200	373,200	400,100
99	289,400	322,000	355,700	373,700	400,600
100	290,300	322,700	356,100	374,200	401,000
101	291,100	323,100	356,600	374,800	401,400
102	291,900	323,700	357,000	375,300	
103	292,700	324,300	357,500	375,800	
104	293,500	325,000	357,900	376,200	
105	294,200	325,400	358,200	376,800	
106	294,700	325,900	358,700	377,300	
107	295,300	326,400	359,100	377,800	
108	295,800	326,900	359,400	378,300	
109	296,000	327,300	359,900	378,900	
110	296,300	327,700	360,400	379,400	
111	296,500	328,000	360,900	379,900	
112	296,900	328,300	361,500	380,400	
113	297,200	328,700	362,000	381,000	
114	297,400	329,100	362,500		
115	297,800	329,500	363,000		
116	298,100	329,800	363,400		
117	298,400	330,000	363,800		
118	298,700	330,300	364,200		
119	299,000	330,700	364,700		
120	299,400	331,000	365,200		
121	299,700	331,200	365,600		
122	300,100	331,500	366,100		
123	300,400	331,800	366,600		
124	300,900	332,100	367,200		
125	301,100	332,300	367,500		
126	301,300	332,600			
127	301,600	333,000			
128	302,000	333,200			
129	302,200	333,300			
130	302,500	333,600			
131	302,900	334,000			
132	303,300	334,200			
133	303,500	334,500			
134	303,800	334,900			
135	304,200	335,300			
136	304,500	335,700			
137	304,700	336,000			
138	305,000	336,400			
139	305,400	336,800			
140	305,700	337,300			
141	305,900	337,600			

	142	306,300	338,000				
	143	306,700	338,300				
	144	307,100	338,700				
	145	307,200	339,000				
	146	307,500	339,400				
	147	307,800	339,800				
	148	308,200	340,200				
	149	308,400	340,500				
	150	308,600	340,900				
	151	308,900	341,300				
	152	309,200	341,700				
	153	309,600	342,000				
	154	309,800					
	155	310,000					
	156	310,300					
	157	310,600					
	158	310,900					
	159	311,200					
	160	311,500					
	161	311,900					
	162	312,200					
	163	312,500					
	164	312,900					
	165	313,300					
	166	313,600					
	167	313,900					
	168	314,200					
	169	314,600					
再任用職員		237,800	258,400	265,800	276,100	292,700	330,400

(備考) この表は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第4のA中	「	366,700	を	「	367,600	に改める。
		362,700			363,600	
		358,700			359,600	
		354,700			355,600	
		350,700			351,600	
		346,700			347,600	
		329,800			330,700	
		312,600			313,500	
		295,900			296,800	
		279,000			279,900	
		262,100			263,000	
		241,300			242,200	
		220,900			221,800	
		200,500			201,400	
		179,700			180,600	
		」				

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「基き」を「より」に改める。

第6条の2第1項中「人事委員会が知事と協議して定める」を「別表第4に掲げるところによるものとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度合が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第17条の12第1項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

第23条中「別表第5」を「別表第6」に改める。

第24条中「別表第6の左欄」を「別表第7の左欄」に改める。

第34条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第4項中「昭和37年法律第160号」第14条第1項本文又は第45条を「平成26年法律第68号」第18条第1項本文に改め、同条第5項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第36条第1項第1号中「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

第37条中「期間（以下この章）」を「期間（第39条）」に、「初日（以下この章）」を「初日（次条）」に改め、同条各号中「別表第7」を「別表第8」に改める。

第38条第1号中「別表第7」を「別表第8」に改める。

附則第8項中「100分の0.425」を「100分の0.4」に、「100分の0.525」を「100分の0.5」に、「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改める。

附則第9項及び第11項中「別表第5」を「別表第6」に改める。

別表第7を別表第8とし、別表第6を別表第7とし、別表第5を別表第6とし、別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の別表を加える。

(別表第4) (第6条の2関係)

級別標準職務表

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的職務
1級	主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	主任の職務
4級	1 係長の職務 2 特に規模の小さい現地機関の課長の職務 3 規模の小さい現地機関の課長補佐の職務 4 担当係長の職務 5 主幹の職務 6 主査の職務
5級	1 課長補佐の職務 2 現地機関の課長の職務
6級	1 本庁の課長の職務 2 現地機関の長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 企画幹の職務
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う企画幹の職務
8級	1 本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務
9級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務

イ 研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的職務
1級	補助的研究業務を行う技師の職務
2級	高度の知識又は経験に基づき研究業務を行う技師の職務

3級	1 試験研究機関の部長の職務 2 主任研究員の職務 3 研究員の職務
4級	複雑かつ困難な業務をつかさどる試験研究機関の部長の職務
5級	1 試験研究機関の長の職務 2 研究技監の職務

ウ 医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的職務
1級	医師又は歯科医師の職務
2級	医長の職務
3級	1 保健福祉事務所の長の職務 2 医監の職務
4級	1 長野県立総合リハビリテーションセンター所長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる保健福祉事務所の長の職務 3 長野県立総合リハビリテーションセンター次長の職務 4 極めて高度の技術又は経験を必要とする業務を行う医監の職務

エ 医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的職務
1級	診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士又はあん摩マッサージ指圧師（以下この表において「診療放射線技師等」という。）の職務
2級	1 薬剤師、獣医師又は管理栄養士の職務 2 比較的高度の技術又は経験を必要とする業務を行う診療放射線技師等の職務
3級	主任の職務
4級	複雑かつ困難な業務を行う主任の職務
5級	1 現地機関の課長の職務 2 課長補佐の職務 3 係長の職務 4 担当係長の職務 5 主幹の職務 6 主査の職務
6級	1 現地機関の長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務
7級	複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務

オ 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的職務
1級	准看護師の職務
2級	1 保健師又は看護師の職務 2 比較的高度の技術又は経験を必要とする業務を行う准看護師の職務
3級	主任の職務
4級	1 看護師長、教授又は主査の職務 2 複雑かつ困難な業務を行う主任の職務
5級	1 副看護部長の職務 2 保健福祉事務所の課長の職務 3 課長補佐の職務 4 看護技幹又は保健技幹の職務 5 係長の職務 6 担当係長の職務 7 複雑かつ困難な業務を行う看護師長、教授又は主査の職務
6級	1 看護部長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる保健福祉事務所の課長の職務

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第6項、第7項、第9項及び第11項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第4項において「改正後の給与条例」という。）別表第1から別表第3まで及び別表第4のアの規定並びに附則第8項の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号。以下この項及び附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）第4条第1項の規定は平成27年4月1日から、改正後の給与条例第36条第1項及び附則第8項の規定、附則第5項の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）第4条の2第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第5条第2項の規定は平成27年12月1日から適用する。

(実施規定)

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例、次項の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例又は附則第8項の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて、平成27年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、それぞれ改正後の給与条例、次項の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 5 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

- 6 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 7 職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第4条第2項及び」を「第4条第2項並びに」に、「の規定の」を「及び第4項の規定の」に、「決定する」を「する。」に改め、「決定するものと」を削り、「)とする」を「)とする。」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 8 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

374,800		377,200	を	426,000	に改める。
423,400		478,900			
476,100		540,900			
537,900		617,200			
613,800		720,900			
717,200		843,000			
838,700					

第5条第2項中「100分の155」を「100分の160」に改める。

- 9 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号俸を、その者の専門的な知識経験又は識見の度合並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度合に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号俸
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号俸
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号俸
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号俸
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号俸
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号俸
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号俸

第5条第2項中「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

10 任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中	「	397,000	を	「	399,600	に改め、同条第2項の表中	「	330,000	を	「	332,500	に
		457,800			460,600			367,000			369,100	
		520,600			523,700			396,000			397,600	
		601,700			605,000							
		699,900			703,600							
		799,200			803,300							
	」			」			」			」		

改める。

11 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第3項を次のように改める。

3 任命権者は、第1号任期付研究員の号俵を、その者の知識経験等の度合、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度合等に応じて、次の各号に定める号俵に決定するものとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う職務に従事する場合 1号俵
- (2) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う職務に従事する場合 2号俵
- (3) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 3号俵
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 4号俵
- (5) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 5号俵
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 6号俵

第5条第6項中「第3項」を「第3項及び第4項」に、「第4項」を「第5項」に、「及び」を「並びに」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 任命権者は、第2号任期付研究員の号俵を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号俵に決定するものとする。

- (1) 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う職務に従事する場合 1号俵
- (2) 博士課程修了後、特別研究員制度(特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。)等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う職務に従事する場合 2号俵
- (3) 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う職務に従事する場合 3号俵

第6条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

人事課

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第4号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第8項を附則第9項とし、附則第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、附則第4項の次に次の1項を加える。

5 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年長野県条例第4号)の施行の日から同日以後3月を経過する日までの間における知事の給料月額、別表第1の規定にかかわらず、同表に定める額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条の2に規定する期末手当の額及び第5条の2に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

別表第3の3中「教科用図書選定審議会の委員」を

「学校運営協議会の委員
教科用図書選定審議会の委員」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の3の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

人事課
高校教育課

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第5号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和27年長野県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「勤務成績の評定」を「人事評価」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「基き」を「より」に改める。

(一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の職員の旅費に関する条例(昭和29年長野県条例第45号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条-第11条)

第2章 内国旅行の旅費(第12条-第26条)

第3章 外国旅行の旅費(第27条)

第4章 雑則(第28条-第30条)

附則

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「基づき」を「より」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)

第5条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年長野県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

人事課

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第6号

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和32年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第28条及び第52条第1項中「禁錮」を「禁錮」に、「終り」を「終わり、」に、「至る」を「至った」に、「執行猶予の言渡を受けたときは、」を「全部の執行猶予の言渡しを受けたときはその支給を停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるに至った日の属する月の翌月以降はその支給を」に、「その言渡を取消されたときは、取消」を「これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消し」に改める。

附則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律(平成25年法律第49号)の施行の日から施行する。

職員課

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第7号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年長野県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第21項の表を次のように改める。

左 欄	中 欄	右 欄
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この項において「一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下この項及び次項において「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この項及び次項において「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この項及び次項において「一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この項及び次項において「一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下この項において「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この項及び次項において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この項及び次項において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この項及び次項において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
	障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）		0.83
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）		0.88
旧船員保険法による障害年金		0.74
旧厚生年金保険法による障害年金		0.74
旧国民年金法による障害年金		0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この項において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この項において「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第22項の表を次のように改める。

左	欄	右欄
障害厚生年金等及び障害基礎年金		0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）		0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）		0.88
旧船員保険法による障害年金		0.75
旧厚生年金保険法による障害年金		0.75
旧国民年金法による障害年金		0.89

第2条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第21項の表の傷病補償年金の項及び第22項の表の障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中 「 0.86 」 を 「 0.88 」 に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 第1条の規定による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年10月1日以後に支給すべき事由の生じた改正後の条例第2条第6項に規定する年金たる補償（以下この項及び附則第4項において「年金たる補償」という。）及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この項において「一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は同令第8条第1項の規定により読み替えられた一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第7条第1項の規定により読み替えられた一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は同令第7条第1項の規定により読み替えられた一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の条例附則第21項の規定は、適用しない。
- 平成27年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に第1条の規定による改正前の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づいて支給された年金たる補償及び休業補償は、改正後の条例の規定による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。
- 第2条の規定による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

長野県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第8号

長野県税条例の一部を改正する条例

長野県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の5条を加える。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第9条の2 知事又は地方事務所長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という。)又は法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限(以下この節において「各分割納付等期限」という。)及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額(以下この節において「各分割納付等金額」という。)を定めるものとする。

2 知事又は地方事務所長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により定めた各分割納付等金額を当該各分割納付等金額に係る各分割納付等期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更することができる。

3 知事又は地方事務所長は、第1項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を定めたときは、その旨、当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

4 前項の規定は、第2項の場合について準用する。

(徴収猶予の申請手続)

第9条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち猶予を受けようとする金額
- (4) 猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、各分割納付等期限及び各分割納付等金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所

在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第9条の4 知事又は地方事務所長は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合には、その猶予に係る金額をその猶予する期間内の各月(知事又は地方事務所長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事又は地方事務所長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第9条の2第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類(申請による換価の猶予の申請手続等)

第9条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 前条第1項及び第2項の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第9条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 各分割納付等期限及び各分割納付等金額

4 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第9条の3第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第9条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第3項第3号に掲げる事項

6 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第9条の6 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、その猶予に係る金額が100万円以下である場合、その猶予に係る期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第11条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「本条中」を「この条において」に改め、同条第4項中「すみやかに、次の各号」を「速やかに、次」に改める。

第18条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改める。

第33条第3項、第39条の6の2第2項、第39条の7第3項、第40条の15第2項及び第97条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第142条の4第2項中「日前7日」を「日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野県県税条例（以下「新条例」という。）第9条の2、第9条の3及び第9条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項において「旧

法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第9条の4及び第9条の6（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 新条例第9条の5及び第9条の6（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

5 新条例第33条第3項、第39条の6の2第2項、第39条の7第3項、第40条の15第2項、第97条第2項及び第142条の4第2項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する納期限又は狩猟者の登録を受けようとする日（以下この項において「納期限等」という。）が到来する県税について適用し、施行日前に納期限等が到来する県税については、なお従前の例による。

税 務 課

創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第9号

創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例（平成18年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例

第2条第1項中「平成28年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、「この条及び次条において」を削る。

第4条の見出し中「身体障害者」を「障害者、母子家庭の母」に改め、同条第1項の表中「身体障害者等（」を「障害者（」に、「をいう」を「をいう。以下この表において同じ」に、「当該身体障害者等」を「障害者」に、「特例期間内に開始する事業年度で」を「当該新たに雇用した日の属する事業年度から3年以内に終了する事業年度（」に、「身体障害者等を」を「障害者を」に、「属するものを」を「属するものに限る。」に、「平成26年度分から平成28年度分までの事業税に係る所得で」を「当該新たに雇用した日の属する年以後3年の間の各年（」に、「年のものを」を「ものに限る。」の所得」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部改正)

2 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例(平成19年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例」を「創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例」に改める。

税務課
県民協働課
こども・家庭課
産業立地・経営支援課
労働雇用課

長野県行政不服審査会条例をここに公布します。

平成28年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第10号

長野県行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定による機関として、長野県行政不服審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 専門の事項を調査するため、必要があるときは、審査会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第4条の規定は、専門委員について準用する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(罰則)

第9条 第4条(第7条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3中「公益認定等審議会の委員及び専門委員」

を「公益認定等審議会の委員及び専門委員
行政不服審査会の委員及び専門委員」に改める。

情報公開・法務課

職務に専念する義務の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第11号

職務に専念する義務の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(職務に専念する義務の特例に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(1) 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年長野県条例第3号)第3条第1項第7号

(2) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年長野県条例第1号)第5条第4号

(長野県職員退職手当条例の一部改正)

第2条 長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(長野県個人情報保護条例の一部改正)

第3条 長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第3章第4節の節名を次のように改める。

第4節 審査請求

第37条の2の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づ

く異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第37条の3 開示決定等、訂正決定等、利用中止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用中止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第38条第1項中「等又は」を「等、」に、「について行政不服審査法の規定に基づく不服申立て」を「又は開示請求、訂正請求若しくは利用中止請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てについての裁決又は決定」を「審査請求についての裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る記録情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該記録情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る記録情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る記録情報の利用中止をすることとするとき。

第38条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

第38条第2項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る記録情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第39条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に、「手続等」を「手続」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「等を」を「等(開示請求に係る記録情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」を「に」、「開示決定等に」を「審査請求に」に改め、「又は決定」を削る。

第50条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第51条第1項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第52条から第55条までの規定中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(長野県情報公開条例の一部改正)

第4条 長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求等

第17条の2の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の1条を加

える。

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第17条の3 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第18条中「について行政不服審査法の規定に基づく不服申立て」を「又は公開請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てについての裁決又は決定」を「審査請求についての裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

第19条第1号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

第19条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第20条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「等を」を「等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)」を「に」、「公開決定等に」を「審査請求に」に改め、「又は決定」を削る。

第21条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第22条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第23条から第25条まで及び第27条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

情報公開・法務課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第12号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の2の項の次に次のように加える。

3の3 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に関する事務

区 分	単 位	金 額
(1) 行政不服審査法第38条第1項（同法第66条第1項及び同法以外の法令において準用する場合を含む。）の規定による書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	ア 白黒で用紙に複写し、又は出力したものの	1 枚 10円
	イ カラーで用紙に複写し、又は出力したものの	” 20円
(2) 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	ア 白黒で用紙に複写し、又は出力したものの	” 10円
	イ カラーで用紙に複写し、又は出力したものの	” 20円

（備考） 用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を1枚として額を算定する。

別表第1の6の項中

20,200円
2,600円
1,700円
20,200円

を

46,000円
2,600円
1,700円
32,000円

に、

2,600円
20,200円

を

2,600円
32,000円

に、

「第2条第2号」に改め、同表の19の項中

9,800円
9,800円
5,800円

を

9,900円
9,900円
5,900円

に、

8,500円
10,000円

を

8,600円
10,100円

に、

「第3条第2号」を「第2条第1号」に、「第3条第1号」を「第2条第2号」に改め、同表の7の項中

22,600円
8,500円
8,500円

を

40,000円
14,000円
14,000円

に改め、同表の7の項中「第3条第1号」を「第2条第1号」に、「第3条第2号」を「第2条第2号」に改め、同表の19の項中

8,500円
21,000円
12,800円

を

8,600円
21,000円
12,900円

に、

9,800円
5,800円
5,800円

を

9,900円
5,900円
5,800円

に、

9,800円
5,800円
7,100円
4,300円
14,000円
8,500円

を

「第20条第1項」の次に「（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条の2第8項

9,900円
5,900円
7,200円
4,300円
14,000円
8,600円

において準用する場合を含む。)を、「よる通訳案内士」の次に「又は地域限定特例通訳案内士」を、「第23条第2項」及び「第24条」の次に「(構造改革特別区域法第19条の2第8項において準用する場合を含む。)」を加え、同表の47の項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同表の49の項及び50の項を次のように改める。

49 農産物検査法(昭和26年法律第144号)に関する事務

区	分	単 位	金 額
(1) 農産物検査法施行令(平成7年政令第357号。以下この項において「政令」という。)第5条第1項の規定により行うこととされた農産物検査法第17条第1項の規定による登録検査機関の登録の申請に対する審査		1 件	150,000円
(2) 政令第5条第1項の規定により行うこととされた農産物検査法第18条第1項の規定による登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査		〃	10,100円
(3) 政令第5条第1項の規定により行うこととされた農産物検査法第19条第1項の規定による登録検査機関の変更登録の申請に対する審査	農産物の種類の増加	〃	30,000円
	登録の区分の増加	〃	150,000円

50 削除

別表第1の57の項中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改め、同表の66の項中「第32条の4第1項第5号のロ」を「第32条の4第1項第6号のロ」に改め、同表の67の項中「第6条第1項第5号のロ」を「第6条第1項第6号のロ」に改め、同表の74の4の項の備考以外の部分を次のように改める。

74の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。)に関する事務

区	分	単 位	金 額		
(1) 法第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	ア 新築住宅	(7) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この項において「適合証」という。)が提出された場合	1戸建ての住宅	1 戸	17,000円
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	〃	6,000円
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	5,000円
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	3,000円
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	3,000円
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	3,000円
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	2,000円
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	2,000円
	1棟の戸数が300を超えるもの	〃	2,000円		
	(イ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この項において「設計住宅性能評価書」という。)の写しが提出された場合	1戸建ての住宅	〃	15,000円	
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	〃	11,000円
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	9,000円
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	6,000円
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	5,000円
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	4,000円
1棟の戸数が100を超え200以下のもの			〃	4,000円	
1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	3,000円			

			1棟の戸数が300を超えるもの	〃	3,000円
	(ウ) (7)及び(イ)以外の場合	1戸建ての住宅		〃	44,000円
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	〃	20,000円
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	16,000円
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	13,000円
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	11,000円
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	10,000円
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	9,000円
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	8,000円
			1棟の戸数が300を超えるもの	〃	8,000円
イ 既存住宅			(7) 適合証が提出された場合	1戸建ての住宅	
	共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの		〃	10,000円
		1棟の戸数が5を超え10以下のもの		〃	8,000円
		1棟の戸数が10を超え25以下のもの		〃	5,000円
		1棟の戸数が25を超え50以下のもの		〃	5,000円
		1棟の戸数が50を超え100以下のもの		〃	4,000円
		1棟の戸数が100を超え200以下のもの		〃	4,000円
		1棟の戸数が200を超え300以下のもの		〃	3,000円
		1棟の戸数が300を超えるもの		〃	3,000円
		(イ) (7)以外の場合		1戸建ての住宅	
	共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅		1棟の戸数が5以下のもの	〃	31,000円
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	25,000円
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	19,000円
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	17,000円
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	15,000円
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	14,000円
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	13,000円
			1棟の戸数が300を超えるもの	〃	12,000円

(2) 法第8条第1項の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 新築住宅	(7) 建築をしようとする住宅の構造又は設備の変更	a 適合証が提出された場合	1戸建ての住宅	2,000円	
			b 設計住宅性能評価書の写しが提出された場合	共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	3,000円
					1棟の戸数が5を超え10以下のもの	2,000円
					1棟の戸数が10を超え25以下のもの	2,000円
					1棟の戸数が25を超え50以下のもの	1,000円
					1棟の戸数が50を超え100以下のもの	1,000円
					1棟の戸数が100を超え200以下のもの	1,000円
					1棟の戸数が200を超え300以下のもの	1,000円
					1棟の戸数が300を超えるもの	1,000円
					c a及びb以外の場合	1戸建ての住宅
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	6,000円		
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	5,000円		
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	4,000円		
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	4,000円		
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	3,000円		
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	3,000円		
			1棟の戸数が300を超えるもの	3,000円		
			(4) (7)以外の変更	1 件		
			イ 既存住宅	(7) 建築をしようとする住宅の構造又は設備の変更	a 適合証が提出された場合	1 戸
	b a以外の場合	1戸建ての住宅			1棟の戸数が5以下のもの	11,000円
1棟の戸数が5を超え10以下のもの					9,000円	
1棟の戸数が10を超え25以下のもの					7,000円	
1棟の戸数が25を超え50以下のもの					7,000円	
1棟の戸数が50を超え100以下のもの					7,000円	

			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	6,000円
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	5,000円
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	5,000円
			1棟の戸数が300を超えるもの	〃	5,000円
		(4) (7)以外の変更		1 件	3,000円
(3) 法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査				〃	2,000円
(4) 法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査				〃	2,000円

別表第1の74の4の項の備考の1中「(1)のアからウまで又は(2)のア若しくはイ」を「(1)又は(2)」に改め、同備考の3中「(2)」を「(2)のア又はイ」に、「ア及びイ」を「(7)及び(4)」に、「、ア」を「、それぞれ(7)」に、「イに」を「(4)に」に改め、同表の74の5の項の次に次のように加える。

74の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区		分		単 位	金 額
(1) 法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	ア エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下この項において「登録建築物調査機関」という。）が交付した建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを証する書類（以下この項において「適合証」という。）が提出された場合	(7) 1戸建ての住宅		1 件	5,000円
		(4) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	10,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	20,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	44,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	79,000円
		(7) (7)及び(4)以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	10,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	27,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	79,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	125,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	158,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	197,000円	
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	237,000円	
	イ ア以外の場合	(7) 1戸建ての住宅		〃	34,000円
		床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃		

		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	38,000円
(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	68,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	113,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	193,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	276,000円
(ウ) (7)及び(イ)以外の建築物	a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。)第1条第1項第1号のロに掲げる基準への適合を確認する方法(以下この項において「モデル建物法」という。)による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	86,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	144,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	232,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	303,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	364,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	427,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	490,000円
	b a以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	224,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	361,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	516,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	635,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	750,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	856,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	962,000円

(2) 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 適合証が提出された場合	(7) 1戸建ての住宅		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	3,000円
		(4) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	5,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	10,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	22,000円	
				40,000円	
		(7) (7)及び(4)以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	40,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	63,000円	
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	79,000円	
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	99,000円	
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	119,000円	
		イ ア以外の場合	(7) 1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの			19,000円	
	(4) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	57,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	97,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	138,000円	
	(7) (7)及び(4)以外の建築物		a モデル建物法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	43,000円
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				72,000円	
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				116,000円	

				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	152,000円
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	182,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	214,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	245,000円
			b a以外の 場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	112,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	181,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	258,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	318,000円
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	375,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	428,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	481,000円
(3) 法第36条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	ア 登録建築物調査機関が交付した建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類が提出された場合	(7) 1戸建ての住宅			〃	5,000円
		(4) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	10,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	20,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	44,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	79,000円	
		(7) (7)及び(4)以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	10,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	27,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	79,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	125,000円	
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	158,000円	

			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	197,000円	
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	237,000円	
イ ア以外の場合	(7) 1戸建ての住宅	省令第1条第1項第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	34,000円	
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	38,000円	
		省令第1条第1項第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	18,000円	
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	19,000円	
		(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	省令第1条第1項第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	68,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	113,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			〃	193,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの			〃	276,000円	
	省令第1条第1項第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	33,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	56,000円	
	(ウ) (7)及び(イ)以外の建築物	a モデル建物法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	86,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	144,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	232,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	303,000円	
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	364,000円	

			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	427,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	490,000円
		b a 以外の 場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	224,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	361,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	516,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	635,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	750,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	856,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	962,000円

- (備考) 1 この項の(1)又は(2)の場合において、一の申請に係る計画に2以上の棟に係る部分が含まれているときは、それぞれの棟に応ずる(1)又は(2)に定める額を合算した額とする。
- 2 次の(1)から(6)までに掲げる規定の場合において、一の申請が住宅以外の部分を含むものに係るものであるときは、当該規定に定める額に、当該住宅以外の部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次の(1)から(6)までに定める規定に定める額を加えた額とする。
- (1) この項の(1)のアの(7)又は(イ) 同アの(ウ)
 - (2) この項の(1)のイの(7)又は(イ) 同イの(ウ)
 - (3) この項の(2)のアの(7)又は(イ) 同アの(ウ)
 - (4) この項の(2)のイの(7)又は(イ) 同イの(ウ)
 - (5) この項の(3)のアの(7)又は(イ) 同アの(ウ)
 - (6) この項の(3)のイの(7)又は(イ) 同イの(ウ)
- 3 この項の(1)又は(2)の場合において、法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があったときは、この項の(1)又は(2)に定める額に、68の項の(1)に定める区分に応じ、それぞれ同項の(1)に定める額を加えた額とする。

別表第2中「第3条第1号」を「第2条第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1の6の項の改正規定(

「	22,600円		「	40,000円	
	8,500円	を		14,000円	
	8,500円		」	14,000円	」

改める部分を除く。)は、同年12月1日から施行する。

情報公開・法務課
 地域福祉課
 食品・生活衛生課
 観光誘客課国際観光推進室
 農業技術課
 建築住宅課

長野県消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第13号

長野県消費生活条例の一部を改正する条例

長野県消費生活条例（平成20年長野県条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 啓発活動及び教育の推進（第31条―第33条）」を「第6章 消費生活センター（第31条―第36条）」に、「第7章」を「第8章」に、「第34条―第37条」を「第40条―第43条」に、「第8章」を「第9章」に、「第38条―第40条」を「第44条―第46条」に、「第9章」を「第10章」に、「第41条―第46条」を「第47条―第52条」に改める。

第46条を第52条とする。

第45条中「第37条」を「第43条」に改め、同条を第51条とする。

第44条中「第37条」を「第43条」に改め、同条を第50条とする。

第43条の前の見出しを削り、同条を第49条とし、同条の前に見出しとして「（報告及び立入調査等）」を付し、第42条を第48条とし、第41条を第47条とする。

第9章を第10章とする。

第8章中第40条を第46条とし、第39条を第45条とする。

第38条の前の見出しを削り、同条を第44条とし、同条の前に見出しとして「（長野県消費生活審議会）」を付する。

第8章を第9章とする。

第7章中第37条を第43条とし、第34条から第36条までを6条ずつ繰り下げる。

第7章を第8章とする。

第6章中第33条を第39条とし、第32条を第38条とし、第31条を第37条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 消費生活センター

（設置）

第31条 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下この章において「法」という。）第10条第1項の規定により、消費生活センターを設置する。

（名称、位置及び担当区域）

第32条 消費生活センターの名称、位置及び担当区域は、別表のとおりとする。

（試験に合格した消費生活相談員の配置）

第33条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くよう努めなければならない。

（指定消費生活相談員の配置）

第34条 消費生活センターには、法第10条の4に規定する指定消費生活相談員を置くよう努めなければならない。

（消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理）

第35条 消費生活センターは、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（運営の委任）

第36条 この章に定めるもののほか、消費生活センターの運営について必要な事項は、知事が定める。

附則の次に次の別表を加える。

（別表）（第32条関係）

名 称	位 置	担 当 区 域
長野県北信消費生活センター	長野市	長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
長野県中信消費生活センター	松本市	松本市 岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡
長野県南信消費生活センター	飯田市	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡
長野県東信消費生活センター	上田市	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6章を第7章とし、第5章の次に1章を加える改正規定（第34条に係る部分に限る。）は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第14号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県高校生修学支援基金の項を削り、同表の長野県文化振興基金の項の次に次のように加える。

長野県こどもの未来支援基金	将来の県を担う児童等を支援する施策の推進を図る。	将来の県を担う児童等を支援する施策の推進に要する費用の財源に充てる。
---------------	--------------------------	------------------------------------

別表の長野県介護職員処遇改善等臨時特例基金の項、長野県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の項及び長野県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の長野県文化振興基金の項の次に次のように加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

こども・家庭課
私学・高等教育課
介護支援課
障がい者支援課

長野県国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第15号

長野県国民健康保険財政安定化基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の2第1項の規定により設置する長野県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立金額)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める。

(基金の運用)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運用しなければならない。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の2第1項」とあるのは、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項」とする。

健康福祉政策課

長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第16号

長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年長野県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10万分の44」を「10万分の41」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

健康福祉政策課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第17号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定療養通所介護(第97条第113条)」を「削除」に改める。

第2条第1項第2号及び第71条第5号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第7章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第97条から第113条まで 削除

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「指定居宅介護事業者」を「指定居宅介護等事業者」に改める。

第56条第1項中「第122条第3号」を「第122条第2号」に改める。

第57条第1号中「であって」を「又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。第101条において同じ。)であって」に、「を提供」を「又は指定地域密着型通所介護(同省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。第101条において同じ。)を提供」に改める。

第100条第1項中「第122条第3号」を「第122条第2号」に改める。

第101条第1号中「であって」を「又は指定地域密着型通所介護事業者であって」に、「を提供」を「又は指定地域密着型通所介護を提供」に改める。

第106条第1項及び第115条第1項中「第122条第3号」を「第122条第2号」に改める。

(貸付金免除条例の一部改正)

第3条 貸付金免除条例(昭和39年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の項中「第8条第25項」を「第8条第26項」に改める。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(1) 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第53号)第11条第3項及び第7項

(2) 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第55号)第12条第3項及び第6項

(3) 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第56号)第21条第1項第1号

(4) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第57号)第14条第1項及び第5項

(5) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例(平成26年長野県条例第37号)第2条第1項第1号及び第3条第3項

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「第8条第25項」を「第8条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

(医療法施行条例の一部改正)

第6条 医療法施行条例(平成24年長野県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

介護支援課

長野県手話言語条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第18号

長野県手話言語条例

手話は言語である。

私たちは、手話が、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される言語であり、我が国においては、明治時代に始まり、手話を使う、ろう者をはじめとする関係する多くの人々の間で大切に受け継がれ発展してきたものであることを、まず認識しなければならない。

しかしながら、手話は、今日に至るまで決して順調な発展を続け

てきたわけではない。意思の伝達手段として尊重されることもあったが、ろう学校での読唇と発声の訓練を基本とする口話法の導入により、手話が自由に使用できないことや、手話を習得し、手話で学ぶなどの機会を十分に得られないことで、これまで、ろう者が数々の困難に直面した歴史があることにも思いを至らせなければならない。

ようやく手話が、国際的に言語として位置付けられたのは、国際連合総会において、平成18年に障害者の権利に関する条約が採択されたことによるものである。これにより、我が国においても、平成23年の障害者基本法の改正や平成26年の障害者の権利に関する条約の批准が行われ、制度的には前進したものの、手話への理解やその普及は、まだ大きな広がりを得ていない状況にある。

言語は、人と人とをつなぐ^{きずな}絆である。

長野県には、先人によって守り育てられてきた豊かな自然とともに、人と人との絆を大切に作る心が息づいている。そして手話には、これまで手話により、周囲の世界を知り、考え、意思を伝えてきた人々の魂が宿っている。

私たちは、手話が、障害のある人もない人も、互いに支え合いながら共に生きる地域社会の象徴となり、誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深め、手話が広く日常生活で利用される長野県を目指すためにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の手話及びろう者に対する理解の促進を図り、もってろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、聴覚障害者のうち手話を使い日常生活又は社会生活を営むものをいう。

2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、手話が独自の体系を持つ言語であり、ろう者が受け継いできた文化的所産であることについての県民の理解の下に、行われなければならない。

2 手話の普及等は、手話が、意思疎通のための手段として選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段として選択の機会の拡大が図られることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの除去について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話の普及等を推進するものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する関心と理解を深めるとともに、手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(ろう者の役割)

第6条 ろう者は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策に協力するとともに、主体的かつ自主的に手話の普及に努めるものとする。

(手話通訳者の役割)

第7条 手話通訳者(知事が別に定める試験に合格した者その他知事が別に定める者をいう。第14条及び第16条において同じ。)は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上に努めるものとする。

(ろう者が通う学校の設置者の役割)

第8条 ろう者が通う学校の設置者は、基本理念にのっとり、ろう者が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう者が通う学校の設置者は、基本理念にのっとり、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、通学するろう者及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

(市町村との連携協力)

第10条 県は、手話の普及等に関する施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う手話の普及等に関する施策に協力するものとする。

(施策の策定及び推進)

第11条 県は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項の規定による障害者計画において、手話の普及等に関する必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、長野県障がい者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表しなければならない。

4 第2項の規定は、第1項に規定する施策の変更について準用する。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第12条 県は、県民が手話を学ぶ機会の確保をするため、手話に関する講座の開設その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民が手話に親しみを覚える取組を行う者に対し、必要な支援を行うものとする。

(学校における理解の増進)

第13条 県は、学校教育において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、資料の作成その他の措置を講ずるよう努めるもの

とする。

(手話通訳者等の養成等)

第14条 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他の手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上を図るものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、市町村と協力して、災害時において互いに支え合うための地域づくりに資するよう、手話を使うことができる者の養成を行うものとする。

(手話による情報発信)

第15条 県は、ろう者が災害に関する情報を迅速に得られ、及び県政に関する情報を容易に得られるよう、手話による情報発信を行うものとする。

(手話通訳者の派遣体制の整備等)

第16条 県は、ろう者が手話による意思疎通を図ることができる環境の整備に資するよう、手話通訳者の派遣その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者への支援)

第17条 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときに手話を使用しやすい環境の整備のために行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3中

「 | 障がい者施策推進協議会の委員 | 」を

「 | 障がい者施策推進協議会の委員及び専門委員 | 」に改める。

(長野県障がい者施策推進協議会条例の一部改正)

3 長野県障がい者施策推進協議会条例(昭和46年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(専門委員)

第6条 専門の事項を調査するため、必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 協議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 第4条第3項及び第5条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

障がい者支援課

長野県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第19号

長野県流域下水道条例の一部を改正する条例

長野県流域下水道条例(昭和54年長野県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「富士見町公共下水道」を「富士見町公共下水道立科町公共下水道」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

生活排水課

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第20号

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例

勤労者福祉施設条例(昭和42年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条の表の長野県中野勤労者福祉センターの項を削る。

別表の1中「ホール、」を削り、同1の(1)のアの長野県中野勤労者福祉センターの項を削り、同(1)のイ及び同1の(2)のイ中「及び長野県中野勤労者福祉センター大会議室」を削り、同1の(3)を削る。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

労働雇用課

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第21号

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例(昭和27年長野県条例第97号)の一部を次のように改正する。

別表の1 試験の項中 「 820 2,000 」 を 「 830 2,100 」 に改め、同表の2 検査の項中 「 820 820 820 820 820 820 1,500 」 を 「 830 830 830 840 840 830 1,600 」 に、「 180 」を「 190 」に、「 2,000 」を「 2,100 」に改め、同表の6 施術の項中 「 800 440 760 」を「 810 450 770 」に、「 410 200 790 」を「 420 210 800 」に、「 2,900 」を「 3,000 」に、「 9,300 」を「 9,400 」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

園芸畜産課

長野県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第22号

長野県建築基準条例の一部を改正する条例

長野県建築基準条例(昭和46年長野県条例第40号)の一部を次のように改正する。

目次中「第46条」を「第47条」に、「第47条」を「第48条」に、「第48条・第49条」を「第49条・第50条」に改める。

第10条中「小学校、」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。)、」に改める。

第40条第1項中「第129条の2第2項」を「第129条第2項」に改め、同条第2項中「第129条の2の2第2項」を「第129条の2第3項」に改める。

第49条を第50条とし、第48条を第49条とし、第8章中第47条を第

48条とし、第7章中第46条を第47条とし、第45条を第46条とし、第44条を第45条とし、第43条の次に次の1条を加える。

(任期)

第44条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第40条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

建築住宅課

政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第23号

政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

政務活動費の交付に関する条例（平成13年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

総務課

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第24号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第2条第1項第6号から第8号までの規定中「中学校」の次に「義務教育学校」を加える。

第7条第1項中「人事委員会が定める」を「別表第6に掲げるところによるものとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度合が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第21条第1項中「別表第6」を「別表第7」に改める。

第24条の2第1項並びに第24条の3第1項第6号及び第7号中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

第24条の4第1項及び第27条の5第1項中「中学校」の次に「義務教育学校」を加える。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

（別表第1）（第5条関係）

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	170,000	213,500	275,200	323,400	410,200	584,700
	2	172,100	215,700	278,300	326,400	412,500	717,900
	3	174,100	218,000	281,100	329,500	414,900	
	4	176,200	220,200	284,000	332,700	417,500	
	5	178,200	222,300	286,900	335,900	419,900	
	6	180,800	224,600	289,500	338,800	422,500	
	7	183,300	226,800	291,700	341,600	424,900	
	8	185,800	229,000	294,100	344,400	427,500	
	9	188,400	231,300	296,900	347,400	429,400	
	10	191,200	233,700	299,400	350,600	431,900	
	11	194,000	236,200	301,900	353,700	434,400	
	12	196,700	238,600	304,500	357,100	436,800	
	13	199,500	241,000	307,100	360,200	438,500	
	14	201,400	243,400	309,100	362,400	440,800	
	15	203,300	245,800	311,200	364,800	443,000	
	16	205,300	248,300	313,400	367,500	445,400	
	17	207,300	250,400	315,600	370,100	447,700	
	18	209,100	253,600	317,800	372,300	450,100	
	19	211,000	256,700	320,000	374,700	452,500	
	20	212,700	259,900	322,000	376,900	454,900	
	21	214,500	262,800	324,100	379,100	457,000	
	22	216,400	265,900	326,800	381,200	459,400	

23	218,400	268,800	329,400	383,300	461,800
24	220,300	271,800	332,300	385,500	464,200
25	222,300	274,600	334,600	387,300	466,200
26	224,500	277,300	336,800	389,100	468,400
27	226,600	279,800	339,200	391,000	470,600
28	228,800	282,500	341,700	393,000	472,800
29	230,800	285,500	344,200	395,000	474,900
30	233,000	287,900	346,400	396,700	477,300
31	235,400	290,200	348,500	398,500	479,500
32	237,700	292,600	350,700	400,200	481,700
33	239,900	295,300	352,900	402,000	483,600
34	241,800	297,500	355,300	403,900	485,700
35	243,500	300,000	357,600	405,500	488,100
36	245,200	302,500	359,800	407,300	490,300
37	247,100	305,000	361,900	408,600	492,400
38	248,800	306,700	363,900	410,300	494,500
39	250,200	308,600	366,000	411,900	496,400
40	251,800	310,300	368,000	413,500	498,300
41	254,000	312,200	370,000	414,800	500,400
42	255,700	313,300	371,900	416,500	502,300
43	257,100	314,200	373,800	418,000	504,000
44	258,800	315,100	375,600	419,600	506,000
45	260,400	316,100	377,600	421,000	507,900
46	261,900	317,200	379,500	422,700	509,700
47	263,600	318,300	381,100	424,100	511,600
48	265,200	319,500	382,900	425,700	513,500
49	266,600	320,500	384,800	427,100	515,200
50	267,400	321,600	386,500	428,500	516,900
51	268,100	322,500	388,300	429,800	518,800
52	269,000	323,500	390,000	431,100	520,700
53	269,700	324,700	391,400	431,800	522,300
54	270,800	325,800	392,900	432,800	524,000
55	271,500	326,900	394,300	433,800	525,700
56	272,400	327,900	395,900	434,700	527,300
57	273,400	329,000	397,400	435,600	528,900
58	274,600	330,100	398,800	436,500	530,300
59	275,700	331,300	400,100	437,400	531,600
60	276,900	332,300	401,600	438,300	532,800
61	277,900	333,400	402,900	439,300	534,000
62	279,000	334,400	404,400	440,200	535,000
63	280,000	335,500	405,900	441,200	536,100
64	281,000	336,600	407,400	442,300	537,100
65	282,000	337,600	408,400	443,200	537,700
66	283,000	338,700	409,600	444,200	538,600
67	284,100	339,600	410,600	445,300	539,500
68	285,200	340,700	411,700	446,200	540,400
69	286,200	341,600	412,700	447,200	541,300
70	287,300	342,700	413,600	448,200	542,200
71	288,300	343,800	414,400	449,100	542,900
72	289,500	344,900	415,300	450,100	543,400

	73	290,400	345,500	416,100	451,100	544,100
	74	291,500	346,500	417,000	452,100	544,600
	75	292,600	347,500	417,800	453,000	545,400
	76	293,600	348,500	418,600	454,000	546,000
	77	294,400	349,600	419,300	454,800	546,500
	78	295,500	350,600	419,800	455,300	547,100
再任用 学校職 員以外 の職員	79	296,500	351,500	420,200	456,000	547,800
	80	297,400	352,400	420,600	456,600	548,400
	81	298,500	353,400	420,900	457,500	549,000
	82	299,400	354,400	421,400	458,200	
	83	300,300	355,500	421,700	458,500	
	84	301,300	356,500	422,100	459,100	
	85	302,100	357,100	422,400	459,500	
	86	302,900	357,700	422,800	459,900	
	87	303,700	358,300	423,200	460,300	
	88	304,600	358,900	423,600	460,600	
	89	305,200	359,500	423,900	460,900	
	90	305,800	359,900	424,300	461,300	
	91	306,500	360,300	424,700	461,700	
	92	307,200	360,800	425,000	462,000	
	93	307,900	361,400	425,300	462,300	
	94	308,500	361,800	425,700	462,700	
	95	309,100	362,300	426,000	463,000	
	96	309,700	362,800	426,300	463,400	
	97	310,400	363,400	426,600	463,700	
	98	311,000	363,900	427,000	464,100	
	99	311,600	364,300	427,400	464,400	
	100	312,200	364,800	427,700	464,700	
	101	312,600	365,200	428,000	465,000	
	102	313,000	365,700	428,400		
	103	313,300	366,000	428,700		
	104	313,700	366,500	429,000		
	105	314,000	367,100	429,300		
	106	314,400	367,500	429,700		
	107	314,700	368,000	430,000		
	108	315,000	368,500	430,300		
	109	315,400	368,900	430,600		
	110	315,700	369,400	430,900		
	111	316,100	369,900	431,200		
	112	316,500	370,300	431,500		
	113	316,800	370,700	431,800		
	114	317,200	371,100	432,100		
	115	317,500	371,600	432,400		
	116	317,800	372,000	432,700		
	117	318,000	372,400	432,900		
	118	318,300	372,800			
	119	318,700	373,400			
	120	319,200	373,800			
	121	319,400	374,100			

	122	319,700	374,500				
	123	320,100	375,000				
	124	320,500	375,300				
	125	320,700	375,700				
	126	320,900	376,200				
	127	321,200	376,700				
	128	321,600	377,100				
	129	321,800	377,500				
	130	322,100	378,000				
	131	322,500	378,500				
	132	322,700	379,100				
	133	322,900	379,600				
	134	323,200	380,100				
	135	323,600	380,600				
	136	323,800	381,100				
	137	323,900	381,600				
	138	324,100	382,100				
	139	324,400	382,600				
	140	324,700	383,100				
	141	325,200	383,600				
	142	325,500					
	143	325,800					
	144	326,100					
	145	326,500					
	146	326,800					
	147	327,000					
	148	327,300					
	149	327,700					
	150	328,000					
	151	328,300					
	152	328,500					
	153	328,800					
	154	329,100					
	155	329,400					
	156	329,700					
	157	329,900					
再任用 学校職員		238,300	286,300	297,500	319,800	405,200	

(別表第2)(第5条関係)

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	156,100	201,200	332,700	422,700
	2	157,700	202,900	334,900	424,500
	3	159,200	204,600	337,300	426,300
	4	160,700	206,300	339,500	428,100
	5	162,500	208,100	341,800	429,600

6	164,400	209,800	344,100	431,100
7	166,200	211,600	346,400	433,000
8	168,000	213,200	348,700	435,000
9	169,900	215,000	350,800	436,800
10	172,000	217,000	352,900	438,600
11	174,000	218,900	355,200	440,600
12	176,100	220,800	357,300	442,400
13	178,100	222,500	359,500	444,100
14	180,300	224,600	361,600	446,100
15	182,600	226,600	363,600	447,900
16	184,800	228,700	365,600	449,800
17	187,200	230,600	367,600	451,600
18	189,800	233,300	369,500	453,400
19	192,300	236,100	371,500	455,200
20	194,900	238,800	373,600	457,000
21	197,400	241,500	375,400	458,700
22	199,200	244,300	377,300	460,400
23	200,900	247,000	379,300	462,300
24	202,600	249,700	381,200	464,100
25	204,100	252,200	382,700	465,800
26	205,900	254,800	384,500	467,400
27	207,600	257,300	386,400	469,000
28	209,200	259,800	388,300	470,600
29	210,800	262,500	390,200	472,100
30	212,500	265,000	392,200	473,400
31	214,200	267,200	394,100	474,700
32	215,900	269,400	396,100	476,100
33	217,600	271,700	397,900	477,300
34	219,400	273,900	399,600	478,000
35	221,200	276,100	401,200	478,700
36	223,100	278,300	403,000	479,400
37	224,700	280,600	404,300	480,000
38	226,500	282,600	405,800	
39	228,300	284,700	407,200	
40	230,200	286,700	408,600	
41	231,900	288,600	410,400	
42	233,600	291,200	411,800	
43	235,300	293,500	413,100	
44	236,900	296,100	414,600	
45	238,500	298,300	416,300	
46	239,900	300,900	417,600	
47	241,300	303,300	419,100	
48	242,600	306,000	420,700	
49	244,100	308,500	422,500	
50	245,600	310,900	423,900	
51	246,900	313,500	425,500	
52	248,400	315,900	427,000	
53	249,700	318,300	428,800	
54	250,900	320,600	430,300	
55	252,300	322,700	431,900	

	56	253,600	325,000	433,600
	57	254,900	327,300	435,100
	58	256,000	329,400	436,600
	59	257,200	331,700	437,800
	60	258,400	333,700	439,000
	61	259,800	335,900	440,300
	62	261,200	338,100	441,600
	63	262,600	340,300	442,900
	64	263,800	342,500	444,100
	65	265,300	344,500	445,400
	66	266,800	346,700	446,600
	67	268,400	348,800	447,800
	68	270,100	351,100	449,000
	69	271,700	353,100	450,200
	70	273,100	355,100	451,500
	71	274,500	357,200	452,700
	72	276,000	359,200	453,900
再任用 学校職 員以外 の職員	73	277,200	361,100	455,000
	74	278,600	363,000	455,600
	75	280,000	364,800	456,100
	76	281,300	366,700	456,600
	77	282,700	368,700	457,100
	78	284,000	370,400	
	79	285,200	372,100	
	80	286,400	373,800	
	81	287,600	375,300	
	82	288,900	376,800	
	83	290,100	378,300	
	84	291,300	379,800	
	85	292,500	380,900	
86	293,600	382,300		
87	294,900	383,700		
88	296,100	385,100		
89	297,300	386,400		
90	298,400	387,700		
91	299,600	388,900		
92	300,900	390,200		
93	301,700	391,600		
94	302,700	392,700		
95	303,800	394,000		
96	305,000	395,200		
97	306,000	396,600		
98	307,200	397,700		
99	308,200	398,800		
100	309,300	399,800		
101	310,200	400,700		
102	311,300	401,700		
103	312,400	402,800		
104	313,500	404,000		

105	314,100	404,700
106	315,000	405,600
107	315,800	406,500
108	316,600	407,400
109	317,500	408,200
110	317,900	409,200
111	318,300	410,000
112	318,800	410,800
113	319,500	411,400
114	319,900	412,100
115	320,400	412,800
116	320,900	413,500
117	321,500	414,100
118	322,000	414,600
119	322,400	415,000
120	322,900	415,500
121	323,400	415,900
122	323,800	416,200
123	324,300	416,500
124	324,800	416,700
125	325,500	416,900
126	325,800	417,200
127	326,100	417,500
128	326,400	417,700
129	326,600	417,900
130	326,900	418,200
131	327,200	418,500
132	327,500	418,700
133	327,700	418,900
134	327,900	419,200
135	328,100	419,500
136	328,400	419,700
137	328,700	419,900
138	328,900	420,200
139	329,200	420,500
140	329,500	420,700
141	329,700	420,900
142	329,900	421,300
143	330,200	421,600
144	330,400	421,800
145	330,700	422,000
146	331,000	
147	331,300	
148	331,600	
149	331,800	
150	332,000	
151	332,300	
152	332,600	
153	332,800	

再任用 学校職員		236,700	277,700	335,400	420,900
-------------	--	---------	---------	---------	---------

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(別表第3)(第5条関係)

教育職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	156,100	172,300	292,100	412,300
	2	157,700	174,500	294,700	413,800
	3	159,200	176,600	297,700	415,400
	4	160,700	178,800	300,300	416,900
	5	162,500	180,900	302,900	418,300
	6	164,400	183,100	305,300	419,700
	7	166,200	185,300	307,800	421,300
	8	168,000	187,600	310,200	422,900
	9	169,900	189,900	312,700	424,300
	10	172,000	192,800	315,500	425,700
	11	174,000	195,500	318,200	427,100
	12	176,100	198,200	321,200	428,500
	13	178,100	201,200	323,800	429,800
	14	180,300	202,900	325,900	431,200
	15	182,600	204,600	328,000	432,600
	16	184,800	206,300	330,300	434,100
	17	187,200	208,100	332,700	435,300
	18	189,800	209,800	334,900	436,600
	19	192,300	211,600	337,300	437,800
	20	194,900	213,200	339,500	439,100
	21	197,400	215,000	341,800	440,300
	22	199,200	217,000	344,100	441,500
	23	200,900	218,900	346,400	442,800
	24	202,600	220,800	348,700	444,100
	25	204,100	222,500	350,800	445,500
	26	205,800	224,600	352,600	446,700
	27	207,400	226,600	354,500	447,700
	28	208,900	228,700	356,500	448,800
	29	210,700	230,600	358,400	450,000
	30	212,400	233,300	360,200	450,800
	31	214,100	236,100	362,000	451,700
	32	215,800	238,800	363,900	452,600
	33	217,400	241,500	365,600	453,500
	34	219,100	244,300	367,400	454,000
	35	220,800	247,000	369,100	454,500
	36	222,500	249,700	370,900	455,000
	37	224,100	252,200	372,800	455,500
	38	225,800	254,800	374,400	
	39	227,500	257,300	376,000	

	40	229,300	259,800	377,600
	41	230,900	262,500	378,900
	42	232,600	265,000	380,400
	43	234,200	267,200	381,800
	44	235,900	269,400	383,300
	45	237,600	271,700	384,800
	46	239,100	273,900	386,500
	47	240,500	276,100	388,100
	48	242,000	278,300	389,600
	49	243,400	280,600	391,000
	50	244,800	282,600	392,600
	51	246,300	284,700	394,100
	52	247,600	286,700	395,500
	53	248,800	288,600	396,700
	54	250,200	291,200	398,100
	55	251,500	293,500	399,200
	56	252,800	296,100	400,300
	57	254,100	298,300	401,700
	58	255,300	300,900	402,900
	59	256,400	303,300	404,200
	60	257,600	306,000	405,500
	61	259,100	308,500	406,700
	62	260,400	310,900	407,700
	63	261,600	313,500	409,200
	64	262,600	315,900	410,500
	65	263,600	318,300	411,700
	66	265,100	320,600	412,800
	67	266,600	322,700	414,000
	68	268,100	325,000	415,200
	69	269,700	327,300	416,200
	70	271,300	329,400	417,400
	71	272,800	331,700	418,600
	72	274,300	333,700	419,800
再任用	73	275,500	335,900	420,400
学校職	74	276,800	338,100	421,300
員以外	75	278,100	340,300	422,000
の職員	76	279,400	342,500	422,500
	77	280,800	344,400	422,800
	78	281,900	346,300	423,200
	79	283,200	348,200	423,600
	80	284,400	350,100	424,000
	81	285,700	351,900	424,300
	82	286,600	353,700	424,700
	83	287,800	355,500	425,100
	84	289,100	357,300	425,400
	85	290,100	358,700	425,700
	86	291,000	360,300	426,100
	87	292,000	361,900	426,500
	88	293,000	363,400	426,800

89	294,100	364,800	427,100
90	295,100	366,100	427,500
91	296,000	367,600	427,800
92	296,900	369,000	428,000
93	297,400	370,500	428,200
94	298,100	371,800	
95	298,800	373,200	
96	299,600	374,400	
97	300,400	375,400	
98	301,300	376,400	
99	302,100	377,400	
100	302,800	378,400	
101	303,700	379,400	
102	304,200	380,400	
103	304,700	381,400	
104	305,200	382,400	
105	305,400	383,200	
106	305,800	384,100	
107	306,100	385,100	
108	306,300	386,100	
109	306,500	386,900	
110	306,700	387,900	
111	307,100	388,900	
112	307,400	389,900	
113	307,600	390,500	
114	307,800	391,500	
115	308,000	392,400	
116	308,300	393,300	
117	308,600	394,100	
118	308,900	394,800	
119	309,200	395,600	
120	309,500	396,400	
121	309,600	397,000	
122	309,800	397,900	
123	310,100	398,600	
124	310,400	399,300	
125	310,600	399,900	
126		400,600	
127		401,100	
128		401,700	
129		402,400	
130		403,000	
131		403,600	
132		404,100	
133		404,400	
134		404,700	
135		405,000	
136		405,300	
137		405,600	
138		405,900	

	139		406,200		
	140		406,500		
	141		406,800		
	142		407,100		
	143		407,400		
	144		407,700		
	145		407,900		
	146		408,200		
	147		408,500		
	148		408,700		
	149		408,900		
	150		409,300		
	151		409,600		
	152		409,800		
	153		410,000		
	154		410,300		
	155		410,600		
	156		410,800		
	157		411,000		
再任用 学校職員		227,700	274,400	328,600	410,800

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(別表第4)(第5条関係)

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,400	185,900	221,800	248,500	281,700
	2	148,800	187,600	223,500	249,900	283,800
	3	150,200	189,200	225,100	251,100	286,000
	4	151,700	190,800	226,700	252,500	288,200
	5	152,900	192,300	228,100	253,800	290,500
	6	154,700	194,000	229,800	255,000	292,600
	7	156,500	195,600	231,300	256,200	294,700
	8	158,200	197,100	232,900	257,500	297,000
	9	159,900	198,800	234,200	258,900	299,000
	10	161,600	200,500	235,800	259,900	301,300
	11	163,400	202,100	237,200	261,000	303,400
	12	165,200	203,800	238,500	262,000	305,600
	13	166,700	205,500	240,200	263,300	307,900
	14	168,700	207,100	241,700	265,000	309,900
	15	170,700	208,700	242,900	266,600	312,000
	16	172,600	210,300	244,300	268,100	314,100
	17	174,600	211,900	245,500	269,700	316,300
	18	176,500	213,500	246,800	271,600	318,300
	19	178,300	215,200	248,000	273,400	320,500
	20	180,200	217,000	249,300	275,300	322,600

	21	182,200	218,300	250,700	277,200	324,500
	22	183,700	219,800	251,700	279,000	326,600
	23	185,200	221,200	252,900	280,800	328,500
	24	186,800	222,800	254,000	282,600	330,500
	25	188,400	224,200	255,200	284,500	332,600
	26	189,900	225,600	256,700	286,400	334,500
	27	191,400	226,900	258,100	288,300	336,500
	28	192,900	228,200	259,700	290,200	338,600
	29	194,400	229,700	261,200	292,200	340,200
	30	195,700	231,100	262,900	294,100	342,000
	31	197,000	232,600	264,600	296,000	343,800
	32	198,300	234,000	266,400	297,900	345,600
	33	199,800	235,500	267,900	299,700	347,300
	34	201,200	236,800	269,700	301,500	349,200
	35	202,600	237,900	271,500	303,300	351,100
	36	204,000	239,200	273,300	305,100	352,900
	37	205,200	240,700	274,800	306,600	354,700
	38	206,500	242,000	276,500	308,400	356,500
	39	207,800	243,200	278,300	310,100	358,100
	40	209,100	244,500	280,000	311,700	359,800
	41	210,300	245,800	281,700	313,600	361,100
	42	211,600	247,200	283,400	315,300	362,200
	43	212,800	248,400	285,100	316,900	363,400
	44	214,000	249,500	286,800	318,600	364,600
	45	215,200	250,700	288,400	319,900	365,800
	46	216,300	252,100	290,200	321,300	366,600
	47	217,400	253,700	291,900	322,800	367,900
	48	218,500	255,200	293,500	324,400	369,000
	49	219,500	256,800	295,000	325,900	370,000
	50	220,500	258,200	296,600	327,200	371,000
	51	221,400	259,700	298,100	328,400	372,000
	52	222,400	261,100	299,700	329,700	373,100
	53	223,200	262,200	301,200	330,800	373,900
	54	224,100	263,600	302,700	331,900	374,700
	55	224,900	265,100	304,100	333,000	375,600
	56	225,900	266,500	305,600	334,000	376,500
	57	226,600	267,500	307,000	334,500	377,000
再任用	58	227,500	268,800	308,200	335,400	377,800
学校職	59	228,300	270,100	309,400	336,200	378,600
員以外	60	229,200	271,500	310,800	337,200	379,500
の職員	61	230,100	272,500	312,100	338,000	379,900
	62	231,000	273,700	313,400	338,300	380,600
	63	231,900	275,000	314,700	338,900	381,300
	64	233,000	276,300	315,900	339,600	382,000
	65	233,700	277,400	317,300	340,200	382,400
	66	234,500	278,500	318,100	340,900	383,000
	67	235,400	279,600	319,000	341,600	383,700
	68	236,300	280,700	319,800	342,300	384,300
	69	237,000	281,800	320,400	343,100	384,700

70	237,700	282,900	321,100	343,600	385,300	
71	238,400	284,000	321,800	344,200	385,800	
72	239,100	285,100	322,400	344,800	386,300	
73	239,800	286,000	323,100	345,100	386,900	
74	240,700	286,700	323,300	345,700	387,400	
75	241,500	287,200	323,900	346,200	388,000	
76	242,300	288,000	324,500	346,800	388,600	
77	242,900	288,900	325,200	347,300	389,100	
78	243,500	289,500	325,700	347,800	389,600	
79	244,100	290,100	326,200	348,300	390,100	
80	244,700	290,700	326,700	348,700	390,600	
81	245,100	291,400	327,300	349,100	390,900	
82	245,500	291,900	327,800	349,400	391,500	
83	245,900	292,300	328,200	349,800	391,900	
84	246,300	292,700	328,700	350,100	392,300	
85	246,800	292,900	329,200	350,600	392,700	
86		293,100	329,600	350,900	393,200	
87		293,300	329,800	351,200	393,600	
88		293,500	330,200	351,500	394,000	
89		293,900	330,600	351,900	394,400	
90		294,100	331,100	352,200	394,900	
91		294,300	331,500	352,600	395,300	
92		294,500	331,900	352,900	395,700	
93		295,000	332,200	353,300	396,100	
94		295,200	332,400	353,600		
95		295,400	332,800	353,900		
96		295,700	333,100	354,200		
97		296,100	333,300	354,500		
98		296,400	333,600	354,900		
99		296,600	333,900	355,400		
100		296,900	334,200	355,800		
101		297,200	334,400	356,300		
102		297,400	334,700	356,700		
103		297,600	335,100	357,100		
104		297,900	335,300	357,500		
105		298,200	335,400	358,000		
106			335,700			
107			336,100			
108			336,300			
109			336,500			
110			337,000			
111			337,400			
112			337,800			
113			338,000			
再任用 学校職 員		190,600	217,700	246,300	260,000	285,600

(別表第5)(第5条関係)

事務職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	142,400	193,400	230,200	264,200	291,000	322,300
	2	143,500	195,200	231,800	266,300	293,200	324,500
	3	144,800	197,000	233,300	268,100	295,600	326,900
	4	145,900	198,900	235,000	270,200	297,800	329,100
	5	147,000	200,500	236,500	272,200	299,800	331,500
	6	148,100	202,300	238,200	274,100	302,200	333,500
	7	149,200	204,100	239,700	276,100	304,500	335,700
	8	150,300	206,000	241,400	278,300	306,900	338,000
	9	151,500	207,700	242,900	280,400	309,000	340,100
	10	152,900	209,500	244,400	282,400	311,300	342,300
	11	154,200	211,400	246,000	284,600	313,600	344,500
	12	155,500	213,200	247,600	286,700	315,900	346,700
	13	156,900	214,600	249,100	288,700	318,100	348,700
	14	158,400	216,400	250,600	290,900	320,300	350,800
	15	159,900	218,200	252,000	292,900	322,500	352,900
	16	161,500	220,000	253,500	295,100	324,600	354,900
	17	162,900	221,700	255,000	297,100	326,800	356,900
	18	164,400	223,500	256,800	299,100	328,800	358,900
	19	165,900	225,100	258,500	301,300	331,000	360,700
	20	167,400	226,700	260,400	303,300	333,000	362,700
	21	168,900	228,200	262,100	305,400	335,000	364,700
	22	171,600	230,000	263,900	307,600	337,200	366,600
	23	174,200	231,600	265,800	309,600	339,200	368,700
	24	176,900	233,200	267,500	311,700	341,300	370,600
	25	179,600	234,700	269,500	313,600	343,000	372,600
	26	181,400	236,200	271,500	315,700	344,900	374,600
	27	183,100	237,700	273,300	317,800	346,800	376,600
	28	184,800	239,000	275,200	319,900	348,700	378,600
	29	186,300	240,300	277,000	321,900	350,500	380,200
	30	188,200	241,600	278,900	323,900	352,400	382,000
	31	190,000	242,700	280,800	326,100	354,300	383,800
	32	191,700	243,900	282,600	328,200	356,200	385,500
	33	193,400	245,200	284,400	329,700	358,100	387,300
	34	194,900	246,500	286,300	331,800	359,900	388,700
	35	196,400	247,800	288,100	333,700	361,800	390,200
	36	197,900	249,100	290,100	335,800	363,500	391,900
	37	199,300	250,100	291,800	337,800	364,900	393,300
	38	200,600	251,500	293,500	339,700	366,200	394,500
	39	201,900	253,100	295,400	341,700	367,700	395,700
	40	203,200	254,600	297,200	343,700	369,100	396,800
	41	204,600	256,000	298,900	345,600	370,400	398,000
	42	205,900	257,400	300,600	347,500	371,300	399,200
	43	207,200	258,900	302,400	349,400	372,400	400,400
	44	208,500	260,300	304,000	351,300	373,600	401,500
	45	209,700	261,500	305,700	352,800	374,400	402,200
	46	211,100	262,800	307,500	354,200	375,300	402,900
	47	212,400	264,200	309,100	355,800	376,200	403,700

	48	213,700	265,700	310,800	357,300	377,100	404,400
	49	214,800	267,000	312,000	358,900	378,000	405,000
	50	215,900	268,100	313,600	359,700	378,800	405,600
	51	217,000	269,400	315,100	360,900	379,700	406,100
	52	218,100	270,800	316,700	362,000	380,500	406,500
	53	219,200	271,900	318,300	362,900	381,200	406,900
	54	220,200	273,000	320,000	364,000	381,900	407,200
	55	221,100	274,300	321,600	364,900	382,600	407,500
	56	222,100	275,600	323,100	366,000	383,300	407,800
	57	222,900	276,800	324,600	366,900	383,800	408,100
	58	223,800	277,800	325,900	367,700	384,400	408,400
	59	224,700	278,900	327,100	368,400	385,100	408,700
	60	225,600	280,000	328,300	369,100	385,800	409,000
	61	226,300	281,200	329,000	369,500	386,200	409,400
	62	227,300	282,200	329,900	370,100	386,900	409,700
	63	228,200	283,200	330,700	370,800	387,500	410,000
	64	229,200	284,200	331,600	371,500	388,100	410,300
再任用	65	229,900	285,000	332,500	371,800	388,500	410,600
学校職	66	230,800	285,900	332,900	372,500	389,100	410,900
員以外	67	231,700	286,600	333,600	373,300	389,700	411,200
の職員	68	232,800	287,500	334,400	374,000	390,300	411,500
	69	233,600	288,500	335,200	374,300	390,700	411,700
	70	234,300	289,400	335,900	374,900	391,300	412,000
	71	235,100	290,200	336,600	375,600	391,800	412,300
	72	235,900	291,000	337,400	376,200	392,400	412,600
	73	236,700	291,800	337,900	376,500	392,700	412,800
	74	237,400	292,300	338,500	377,100	393,100	413,100
	75	238,100	292,700	339,000	377,800	393,500	413,400
	76	238,800	293,200	339,600	378,400	393,900	413,600
	77	239,500	293,300	339,900	378,800	394,200	413,800
	78	240,300	293,700	340,400	379,400	394,500	414,100
	79	241,200	293,900	340,800	380,000	394,800	414,400
	80	242,000	294,300	341,300	380,500	395,100	414,600
	81	242,700	294,500	341,700	381,000	395,300	414,800
	82	243,400	294,700	342,200	381,600	395,600	415,200
	83	244,100	295,200	342,700	382,100	395,900	415,500
	84	244,800	295,500	343,300	382,400	396,100	415,700
	85	245,500	295,800	343,600	382,800	396,300	415,900
	86	246,200	296,100	344,000	383,300	396,600	
	87	247,000	296,400	344,500	383,700	396,900	
	88	247,700	296,800	344,900	384,100	397,200	
	89	248,400	297,100	345,200	384,500	397,400	
	90	248,900	297,500	345,600	385,100	397,700	
	91	249,400	297,800	346,100	385,500	398,000	
	92	249,900	298,200	346,500	385,900	398,200	
	93	250,200	298,300	346,700	386,200	398,400	
	94		298,500	347,100	386,700		
	95		298,900	347,600	387,100		
	96		299,300	348,000	387,500		

97	299,500	348,100	387,800			
98	299,800	348,600	388,300			
99	300,200	349,100	388,700			
100	300,600	349,400	389,100			
101	300,900	349,700	389,400			
102	301,200	350,100				
103	301,600	350,500				
104	301,900	350,900				
105	302,100	351,400				
106	302,400	351,800				
107	302,800	352,200				
108	303,100	352,600				
109	303,300	353,100				
110	303,700	353,500				
111	304,100	353,800				
112	304,400	354,100				
113	304,500	354,600				
114	304,800					
115	305,100					
116	305,500					
117	305,700					
118	305,900					
119	306,200					
120	306,500					
121	307,000					
122	307,200					
123	307,500					
124	307,800					
125	308,100					
再任用 学校職 員	189,600	217,600	258,200	278,000	293,300	319,200

別表第7を削る。

50,300	50,500
48,500	48,700
46,700	46,900
44,900	45,100
43,100	43,300
41,300	41,500
39,500	39,700
37,700	37,900
35,900	36,100
34,500	34,700
33,100	33,300
31,700	31,900
30,300	30,500
28,900	29,100
27,500	27,700

別表第6のA中
を
に改め、同表を別表第7とする。

26,100	26,300
25,500	25,700
24,900	25,100
23,900	24,100
23,300	23,500
22,700	22,900
22,100	22,300
21,500	21,700
20,700	20,900
20,400	20,600
20,000	20,200
19,400	19,600
18,500	18,700

別表第5の次に次の別表を加える。

(別表第6)(第7条関係)

級別標準職務表

ア 教育職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的職務
1級	大学の副手の職務
2級	1 看護大学の助教の職務 2 大学の助手の職務
3級	1 大学の講師の職務 2 短期大学の助教の職務
4級	大学の准教授の職務
5級	大学の教授の職務

イ 教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的職務
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務

ウ 教育職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的職務
1級	幼稚園、小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	幼稚園、小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
3級	1 幼稚園の園長の職務 2 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務

エ 学校栄養職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的職務
1級	栄養士の職務
2級	比較的高度の技術又は経験を必要とする業務を行う栄養士の職務
3級	主任の職務
4級	複雑かつ困難な業務を行う主任の職務
5級	1 主幹の職務 2 主査の職務

オ 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的職務
1級	主事の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3級	主任の職務
4級	1 主幹の職務 2 主査の職務
5級	専門幹の職務
6級	副参事の職務

附 則

(施行期日等)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1から別表第5までの改正規定及び次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例別表第1から別表第5までの規定は、平成27年4月1日から適用する。
(実施規定)
- この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(給与の内払)
- この条例による改正前の長野県学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成27年4月1日以後の分として学校職員に支払われた給与は、この条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

教育政策課
義務教育課
高校教育課
特別支援教育課

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第25号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(技術専門校条例及び工科短期大学校条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「中学校」の次に「若しくは義務教育学校」を加える。

- 技術専門校条例(昭和39年長野県条例第31号)第5条
- 工科短期大学校条例(平成6年長野県条例第36号)第5条第3項

(長野県青年の家条例及び長野県少年自然の家条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「高等学校」を「義務教育学校、高等学校、中等教育学校」に改める。

- 長野県青年の家条例(昭和42年長野県条例第19号)第15条第1号
- 長野県少年自然の家条例(昭和52年長野県条例第21号)第15条第1号

(長野県山岳総合センター条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「、中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

- 長野県山岳総合センター条例(昭和44年長野県条例第33号)第14条第1号

- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年長野県条例第58号)第2条第1項第1号
- 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号)第94条第1項
- 長野県学校職員定数条例(平成27年長野県条例第22号)第2条
- 長野県いじめ防止対策推進条例(平成27年長野県条例第24号)第2条第2号
(長野県暴力団排除条例の一部改正)

第4条 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第13条中「中学校」の次に「、義務教育学校(後期課程に限る。)」を加える。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第50条第2項中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

義務教育課

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第26号

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

長野県地方警察職員定数条例（昭和29年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「253人」を「254人」に、「995人」を「1,000人」に、「1,028人」を「1,034人」に、「1,059人」を「1,064人」に、「3,904人」を「3,921人」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

警務課

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第27号

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項並びに」を「第24条第5項及び」に、「基き」を「より」に改める。

第6条の2第1項中「人事委員会が定める」を「別表第4に掲げるところによるものとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度合が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第20条中「別表第4」を「別表第5」に改める。

第21条中「別表第5の左欄」を「別表第6の左欄」に改める。

附則第19項中「（別表第4の死体処理手当の項）」を「（別表第5の死体処理手当の項）」に、「対する別表第4の死体処理手当の項」を「対する同表の死体処理手当の項」に改める。

附則第21項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

（別表第1）（第6条関係）

警察職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	165,900	181,800	208,800	249,400	294,200	321,600	350,900	386,600	428,700
	2	167,600	183,600	210,900	251,200	296,500	323,800	353,100	388,800	430,500
	3	169,500	185,400	212,900	253,100	298,600	326,200	355,500	390,900	432,400
	4	171,200	187,300	214,900	254,900	301,000	328,400	357,700	393,100	434,400
	5	172,700	189,200	217,000	256,600	302,900	330,700	359,800	395,000	435,800
	6	174,700	191,500	219,000	258,400	305,100	333,000	362,000	397,000	437,500
	7	176,500	193,900	221,000	260,100	307,400	335,300	364,200	398,900	439,100
	8	178,400	196,200	223,000	261,800	309,600	337,700	366,400	400,700	440,700
	9	180,100	198,400	225,100	263,200	311,600	339,600	368,400	402,500	442,300
	10	181,900	201,100	226,900	264,900	313,900	341,900	370,600	404,600	444,000
	11	183,600	203,600	228,800	266,200	316,200	344,200	372,700	406,600	445,700
	12	185,300	206,200	230,600	267,600	318,400	346,500	375,000	408,700	447,300
	13	187,300	208,600	232,500	269,200	320,600	348,600	377,200	410,500	448,400
	14	189,400	210,400	234,400	270,600	322,900	350,800	379,400	412,600	450,000
	15	191,500	212,300	236,400	271,800	325,200	353,000	381,600	414,600	451,900
	16	193,700	214,100	238,300	273,100	327,500	355,200	383,700	416,800	453,700
	17	195,900	216,000	239,900	274,200	329,400	357,400	385,600	418,500	455,300
	18	198,300	218,000	241,800	275,600	331,800	359,400	387,600	420,200	457,100
	19	200,800	219,900	243,600	277,100	333,900	361,600	389,500	422,000	459,000
	20	203,200	221,700	245,400	278,600	336,200	363,700	391,600	423,600	460,700
	21	205,800	223,500	247,100	279,900	338,400	365,800	393,400	425,300	462,300

22	207,600	225,300	248,500	281,300	340,400	367,900	395,500	426,900	464,100
23	209,400	227,100	249,700	282,900	342,500	369,900	397,700	428,400	465,700
24	211,300	229,000	251,000	284,400	344,600	372,000	399,700	429,900	467,500
25	213,200	230,700	252,300	285,600	346,600	374,000	401,400	431,200	469,000
26	215,000	232,400	253,700	287,600	348,700	376,000	403,500	432,600	470,500
27	216,900	234,100	255,000	289,700	350,800	378,000	405,600	434,200	472,000
28	218,600	235,900	256,200	291,700	352,800	380,100	407,700	435,800	473,300
29	220,500	237,300	257,400	293,700	355,100	382,000	409,300	437,100	474,500
30	222,300	239,100	258,500	295,800	357,200	384,100	411,100	438,800	475,200
31	224,200	241,000	259,900	297,700	359,200	386,300	412,800	440,600	476,000
32	226,000	242,800	261,000	299,600	361,400	388,300	414,500	442,200	476,700
33	227,700	244,200	261,900	301,500	363,100	390,200	416,300	443,600	477,200
34	229,500	245,700	263,100	303,300	365,100	392,400	417,800	445,400	478,000
35	231,200	247,100	264,200	305,200	367,100	394,500	419,400	447,100	478,700
36	232,900	248,500	265,500	307,200	369,200	396,400	420,900	448,700	479,300
37	234,300	249,800	266,500	309,000	371,100	398,200	422,300	450,100	479,600
38	236,200	251,100	267,700	310,900	373,300	399,700	423,800	450,800	480,200
39	238,000	252,300	268,800	312,900	375,300	401,000	425,300	451,600	480,700
40	239,800	253,600	269,800	314,700	377,300	402,400	426,800	452,300	481,200
41	241,300	254,800	271,100	316,600	379,400	403,700	428,400	452,700	481,800
42	242,700	256,000	272,600	318,400	381,500	404,800	429,700	453,300	482,200
43	244,000	257,100	273,900	320,400	383,600	405,800	431,000	454,000	482,600
44	245,200	258,200	275,100	322,300	385,700	406,800	432,200	454,600	483,000
45	246,500	259,400	276,300	324,100	387,400	408,000	433,300	455,400	483,300
46	247,700	260,500	277,900	326,100	389,100	409,300	434,000	456,100	
47	248,700	261,600	279,500	328,000	390,700	410,400	434,800	456,600	
48	249,600	262,800	281,100	329,800	392,500	411,600	435,600	457,100	
49	250,500	263,800	283,000	331,500	393,900	412,900	436,100	457,700	
50	251,600	265,100	284,700	333,100	394,900	413,700	436,500	458,000	
51	252,900	266,200	286,400	334,700	395,900	414,500	436,900	458,300	
52	254,000	267,300	288,000	336,400	396,900	415,300	437,200	458,700	
53	255,000	268,500	289,600	338,200	398,300	415,800	437,500	459,100	
54	256,200	269,600	291,400	339,900	399,400	416,500	437,900	459,300	
55	257,200	271,100	293,100	341,700	400,500	417,200	438,200	459,600	
56	258,400	272,300	295,000	343,600	401,700	417,800	438,500	459,800	
57	259,600	273,400	296,600	344,800	403,000	418,500	438,800	460,200	
58	260,600	275,000	298,300	346,500	403,900	418,900	439,100	460,400	
59	261,400	276,500	300,100	348,100	404,700	419,500	439,500	460,600	
60	262,400	278,200	302,000	349,800	405,400	420,100	439,800	460,800	
61	263,500	279,800	303,500	351,400	405,900	420,500	440,100	461,200	
62	264,600	281,400	305,300	353,100	406,600	421,100	440,400		
63	265,800	283,100	307,200	354,800	407,300	421,700	440,700		
64	266,800	284,700	308,900	356,600	408,000	422,200	441,000		
65	267,900	286,200	310,400	358,200	408,300	422,700	441,300		
66	269,100	287,600	312,100	359,800	409,000	423,300	441,600		
67	270,400	289,200	313,800	361,500	409,800	423,700	441,900		
68	271,800	290,700	315,500	363,100	410,400	424,200	442,200		
69	273,000	292,300	317,100	364,300	410,800	424,600	442,400		
70	274,400	293,800	318,500	365,700	411,300	424,900	442,700		
71	275,800	295,500	320,100	367,100	411,900	425,200	443,000		

再任用 の警察 職員以 外の職 員	72	277,300	297,100	321,600	368,500	412,400	425,500	443,300		
	73	278,600	298,400	322,600	369,700	412,900	425,800	443,500		
	74	280,000	299,800	324,200	370,900	413,300	426,100	443,800		
	75	281,400	301,400	325,800	372,200	413,800	426,400	444,100		
	76	282,700	302,900	327,500	373,600	414,300	426,700	444,400		
	77	284,000	304,000	329,300	374,900	414,800	426,900	444,600		
	78	285,200	305,500	331,100	376,100	415,400	427,300	444,900		
	79	286,400	307,000	332,700	377,300	416,000	427,600	445,300		
	80	287,500	308,500	334,300	378,500	416,500	427,900	445,600		
	81	288,900	310,000	336,000	379,800	416,900	428,100	445,800		
	82	290,100	311,400	337,800	381,000	417,500	428,400	446,100		
	83	291,400	312,700	339,400	382,100	418,000	428,700	446,400		
	84	292,700	314,200	341,100	383,300	418,200	428,900	446,700		
	85	293,900	315,400	342,500	384,400	418,500	429,100	446,900		
	86	295,200	316,900	344,100	385,100	419,000	429,400			
	87	296,400	318,200	345,600	385,600	419,300	429,700			
	88	297,600	319,800	347,100	386,200	419,600	429,900			
	89	298,700	321,300	348,400	386,800	419,900	430,100			
	90	299,900	322,800	349,700	387,400	420,300	430,400			
	91	301,100	324,200	351,000	388,000	420,700	430,700			
	92	302,300	325,800	352,300	388,600	421,100	430,900			
	93	303,100	327,100	353,700	388,900	421,500	431,100			
	94	304,400	328,400	355,300	389,400	421,900				
	95	305,500	329,800	356,800	390,000	422,300				
	96	306,900	331,200	358,300	390,500	422,700				
	97	308,000	332,400	359,600	390,900	423,000				
	98	309,200	333,700	360,800	391,400	423,400				
	99	310,400	335,000	362,000	392,000	423,800				
	100	311,600	336,300	363,200	392,500	424,200				
	101	312,900	337,800	364,300	392,900	424,500				
	102	313,900	338,700	365,400	393,400					
	103	315,000	339,800	366,500	394,000					
	104	316,000	341,000	367,800	394,500					
	105	316,800	342,100	369,000	394,800					
	106	317,400	343,300	369,500	395,200					
	107	318,000	344,300	370,100	395,700					
	108	318,700	345,400	370,700	396,000					
	109	319,300	346,600	371,300	396,300					
	110	319,800	347,600	371,800	396,800					
	111	320,300	348,600	372,300	397,400					
	112	320,900	349,600	372,800	397,900					
	113	321,700	350,500	373,300	398,200					
	114	322,400	351,400	373,700	398,700					
	115	323,100	352,400	374,300	399,200					
	116	323,800	353,400	374,800	399,700					
	117	324,400	354,400	375,200	400,000					
	118	325,300	354,900	375,700	400,500					
	119	326,000	355,600	376,300	401,000					
	120	326,800	356,200	376,800	401,500					

	121	327,400	356,500	376,900	401,900					
	122	327,700	356,900	377,500	402,400					
	123	328,200	357,400	378,000	402,800					
	124	328,700	357,800	378,400	403,400					
	125	329,000	358,200	378,900	403,800					
	126		358,600	379,500						
	127		359,100	380,000						
	128		359,500	380,500						
	129		359,900	380,800						
	130		360,300	381,300						
	131		360,700	381,800						
	132		361,200	382,300						
	133		361,400	382,600						
	134		361,900	383,100						
	135		362,300	383,500						
	136		362,600	383,900						
	137		362,900	384,200						
	138		363,300	384,700						
	139		363,800	385,300						
	140		364,300	385,800						
	141		364,600	386,100						
	142		365,100							
	143		365,600							
	144		366,100							
	145		366,400							
再任用 の警察 職員		244,300	256,200	260,400	292,200	309,000	323,300	347,300	383,000	415,200

(備考) この表は、警察官に適用する。

(別表第2)(第6条関係)

一般職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	193,400	230,200	264,200	291,000	322,300	367,400	413,700
	2	143,500	195,200	231,800	266,300	293,200	324,500	370,000	416,200
	3	144,800	197,000	233,300	268,100	295,600	326,900	372,500	418,700
	4	145,900	198,900	235,000	270,200	297,800	329,100	375,200	421,100
	5	147,000	200,500	236,500	272,200	299,800	331,500	377,300	423,100
	6	148,100	202,300	238,200	274,100	302,200	333,500	379,900	425,400
	7	149,200	204,100	239,700	276,100	304,500	335,700	382,200	427,600
	8	150,300	206,000	241,400	278,300	306,900	338,000	384,700	429,800
	9	151,500	207,700	242,900	280,400	309,000	340,100	387,300	431,800
	10	152,900	209,500	244,400	282,400	311,300	342,300	390,000	434,000
	11	154,200	211,400	246,000	284,600	313,600	344,500	392,700	436,100
	12	155,500	213,200	247,600	286,700	315,900	346,700	395,400	438,200
	13	156,900	214,600	249,100	288,700	318,100	348,700	397,900	440,000
	14	158,400	216,400	250,600	290,900	320,300	350,800	400,200	441,800
	15	159,900	218,200	252,000	292,900	322,500	352,900	402,400	443,800
	16	161,500	220,000	253,500	295,100	324,600	354,900	404,900	445,900

	17	162,900	221,700	255,000	297,100	326,800	356,900	406,700	447,800
	18	164,400	223,500	256,800	299,100	328,800	358,900	408,700	449,600
	19	165,900	225,100	258,500	301,300	331,000	360,700	410,700	451,500
	20	167,400	226,700	260,400	303,300	333,000	362,700	412,500	453,200
	21	168,900	228,200	262,100	305,400	335,000	364,700	414,400	455,000
	22	171,600	230,000	263,900	307,600	337,200	366,600	416,300	456,500
	23	174,200	231,600	265,800	309,600	339,200	368,700	418,100	458,000
	24	176,900	233,200	267,500	311,700	341,300	370,600	420,000	459,500
	25	179,600	234,700	269,500	313,600	343,000	372,600	421,900	460,900
	26	181,400	236,200	271,500	315,700	344,900	374,600	423,400	462,200
	27	183,100	237,700	273,300	317,800	346,800	376,600	424,900	463,600
	28	184,800	239,000	275,200	319,900	348,700	378,600	426,500	464,800
	29	186,300	240,300	277,000	321,900	350,500	380,200	428,200	465,800
	30	188,200	241,600	278,900	323,900	352,400	382,000	429,500	466,500
	31	190,000	242,700	280,800	326,100	354,300	383,800	430,800	467,300
	32	191,700	243,900	282,600	328,200	356,200	385,500	432,000	468,000
	33	193,400	245,200	284,400	329,700	358,100	387,300	433,300	468,700
	34	194,900	246,500	286,300	331,800	359,900	388,700	434,600	469,600
	35	196,400	247,800	288,100	333,700	361,800	390,200	435,900	470,300
	36	197,900	249,100	290,100	335,800	363,500	391,900	437,100	470,900
	37	199,300	250,100	291,800	337,800	364,900	393,300	438,300	471,400
	38	200,600	251,500	293,500	339,700	366,200	394,500	439,100	472,000
	39	201,900	253,100	295,400	341,700	367,700	395,700	440,000	472,600
	40	203,200	254,600	297,200	343,700	369,100	396,800	440,800	473,200
	41	204,600	256,000	298,900	345,600	370,400	398,000	441,400	473,700
	42	205,900	257,400	300,600	347,500	371,300	399,200	442,100	474,200
	43	207,200	258,900	302,400	349,400	372,400	400,400	442,800	474,600
	44	208,500	260,300	304,000	351,300	373,600	401,500	443,500	474,900
	45	209,700	261,500	305,700	352,800	374,400	402,200	444,300	475,200
	46	211,100	262,800	307,500	354,200	375,300	402,900	445,100	
	47	212,400	264,200	309,100	355,800	376,200	403,700	445,600	
	48	213,700	265,700	310,800	357,300	377,100	404,400	446,300	
	49	214,800	267,000	312,000	358,900	378,000	405,000	446,800	
	50	215,900	268,100	313,600	359,700	378,800	405,600	447,200	
	51	217,000	269,400	315,100	360,900	379,700	406,100	447,600	
	52	218,100	270,800	316,700	362,000	380,500	406,500	448,000	
	53	219,200	271,900	318,300	362,900	381,200	406,900	448,400	
	54	220,200	273,000	320,000	364,000	381,900	407,200	448,800	
	55	221,100	274,300	321,600	364,900	382,600	407,500	449,200	
	56	222,100	275,600	323,100	366,000	383,300	407,800	449,500	
	57	222,900	276,800	324,600	366,900	383,800	408,100	449,800	
	58	223,800	277,800	325,900	367,700	384,400	408,400	450,200	
	59	224,700	278,900	327,100	368,400	385,100	408,700	450,500	
	60	225,600	280,000	328,300	369,100	385,800	409,000	450,800	
	61	226,300	281,200	329,000	369,500	386,200	409,400	451,100	
	62	227,300	282,200	329,900	370,100	386,900	409,700		
再任用	63	228,200	283,200	330,700	370,800	387,500	410,000		
の警察	64	229,200	284,200	331,600	371,500	388,100	410,300		
職員以									
外の職	65	229,900	285,000	332,500	371,800	388,500	410,600		
員	66	230,800	285,900	332,900	372,500	389,100	410,900		

67	231,700	286,600	333,600	373,300	389,700	411,200
68	232,800	287,500	334,400	374,000	390,300	411,500
69	233,600	288,500	335,200	374,300	390,700	411,700
70	234,300	289,400	335,900	374,900	391,300	412,000
71	235,100	290,200	336,600	375,600	391,800	412,300
72	235,900	291,000	337,400	376,200	392,400	412,600
73	236,700	291,800	337,900	376,500	392,700	412,800
74	237,400	292,300	338,500	377,100	393,100	413,100
75	238,100	292,700	339,000	377,800	393,500	413,400
76	238,800	293,200	339,600	378,400	393,900	413,600
77	239,500	293,300	339,900	378,800	394,200	413,800
78	240,300	293,700	340,400	379,400	394,500	414,100
79	241,200	293,900	340,800	380,000	394,800	414,400
80	242,000	294,300	341,300	380,500	395,100	414,600
81	242,700	294,500	341,700	381,000	395,300	414,800
82	243,400	294,700	342,200	381,600	395,600	415,200
83	244,100	295,200	342,700	382,100	395,900	415,500
84	244,800	295,500	343,300	382,400	396,100	415,700
85	245,500	295,800	343,600	382,800	396,300	415,900
86	246,200	296,100	344,000	383,300	396,600	
87	247,000	296,400	344,500	383,700	396,900	
88	247,700	296,800	344,900	384,100	397,200	
89	248,400	297,100	345,200	384,500	397,400	
90	248,900	297,500	345,600	385,100	397,700	
91	249,400	297,800	346,100	385,500	398,000	
92	249,900	298,200	346,500	385,900	398,200	
93	250,200	298,300	346,700	386,200	398,400	
94		298,500	347,100	386,700		
95		298,900	347,600	387,100		
96		299,300	348,000	387,500		
97		299,500	348,100	387,800		
98		299,800	348,600	388,300		
99		300,200	349,100	388,700		
100		300,600	349,400	389,100		
101		300,900	349,700	389,400		
102		301,200	350,100			
103		301,600	350,500			
104		301,900	350,900			
105		302,100	351,400			
106		302,400	351,800			
107		302,800	352,200			
108		303,100	352,600			
109		303,300	353,100			
110		303,700	353,500			
111		304,100	353,800			
112		304,400	354,100			
113		304,500	354,600			
114		304,800				
115		305,100				
116		305,500				

	117		305,700						
	118		305,900						
	119		306,200						
	120		306,500						
	121		307,000						
	122		307,200						
	123		307,500						
	124		307,800						
	125		308,100						
再任用 の警察 職員		189,600	217,600	258,200	278,000	293,300	319,200	361,600	395,200

(備考) この表は、警察研究職給料表の適用を受けない一般職員(人事委員会の定める者を除く。)に適用する。

(別表第3)(第6条関係)

警察研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	142,500	193,000	281,000	334,000
	2	143,600	195,600	283,500	336,200
	3	144,900	198,000	285,900	338,500
	4	146,000	200,500	288,400	340,600
	5	147,100	203,000	290,800	342,500
	6	148,400	205,400	293,000	344,700
	7	149,700	207,700	295,200	346,800
	8	151,100	209,900	297,200	349,000
	9	152,200	212,100	299,400	350,900
	10	153,900	214,400	302,200	352,900
	11	155,500	216,900	304,800	355,100
	12	157,200	219,200	307,700	357,100
	13	158,700	221,400	310,100	359,200
	14	160,600	223,900	312,700	361,200
	15	162,600	226,300	315,400	363,100
	16	164,600	228,800	318,200	365,000
	17	166,400	231,100	320,900	366,900
	18	168,700	233,900	323,100	368,900
	19	170,900	236,900	325,400	370,800
	20	173,000	239,800	327,600	372,800
	21	175,300	242,400	329,900	374,500
	22	177,700	245,100	332,000	376,500
	23	180,000	247,700	334,000	378,400
	24	182,400	250,400	336,100	380,400
	25	184,500	253,200	338,300	382,000
	26	186,800	255,600	340,200	383,700
	27	188,900	257,900	342,000	385,700
	28	191,000	260,300	344,000	387,600
	29	193,100	263,000	346,000	389,400
	30	194,900	265,300	347,700	391,400
	31	196,700	267,200	349,400	393,300
	32	198,400	269,300	351,100	395,200

	33	200,300	271,300	352,500	396,800
	34	202,200	273,300	353,900	398,700
	35	204,100	275,400	355,500	400,300
	36	206,100	277,500	357,000	402,100
	37	207,800	279,400	358,300	403,400
	38	209,700	280,900	359,700	404,900
	39	211,700	282,300	361,200	406,300
	40	213,600	283,900	362,600	407,700
	41	215,500	285,300	363,500	409,200
	42	217,500	286,400	364,600	410,500
	43	219,400	287,400	365,800	412,000
	44	221,300	288,400	366,900	413,600
	45	223,100	289,300	368,200	415,000
	46	225,000	290,500	369,400	416,300
	47	226,800	291,800	370,700	417,900
	48	228,700	293,000	371,800	419,500
	49	230,400	294,400	372,900	420,800
	50	232,200	295,800	374,300	422,300
	51	233,900	296,900	375,600	423,800
	52	235,700	298,100	376,900	425,200
	53	237,200	299,300	377,600	426,600
	54	239,000	300,500	378,600	428,100
	55	240,800	301,900	379,600	429,500
	56	242,400	303,100	380,600	430,900
	57	243,900	304,200	381,400	432,000
	58	245,100	305,400	382,200	433,400
再任用	59	246,200	306,600	382,900	434,800
の警察	60	247,400	307,900	383,600	436,100
職員以	61	248,600	308,900	384,200	436,900
外の職	62	249,700	310,000	384,900	437,800
員	63	250,700	311,100	385,900	438,800
	64	251,800	312,200	386,800	439,800
	65	253,100	313,300	387,400	440,700
	66	254,200	314,400	388,200	441,500
	67	255,300	315,500	389,000	442,100
	68	256,300	316,500	389,800	442,900
	69	257,300	317,600	390,400	443,300
	70	258,800	318,600	391,200	443,900
	71	260,300	319,800	391,900	444,400
	72	261,700	320,900	392,600	444,900
	73	263,100	321,700	393,300	445,500
	74	264,500	322,700	393,900	
	75	266,000	323,800	394,500	
	76	267,300	325,000	395,200	
	77	268,400	326,100	395,900	
	78	269,600	327,100	396,500	
	79	271,000	328,000	397,200	
	80	272,200	328,900	397,800	
	81	273,600	330,000	398,400	
	82	274,900	330,800	399,000	
	83	276,200	331,600	399,600	
	84	277,500	332,400	400,200	
	85	278,700	332,900	400,700	
	86	279,800	333,400	401,200	

87	281,100	333,900	401,700	
88	282,300	334,400	402,400	
89	283,400	334,700	402,800	
90	284,600	335,200	403,400	
91	285,800	335,700	403,900	
92	287,000	336,200	404,600	
93	288,000	336,500	405,000	
94	289,100	337,000	405,500	
95	290,100	337,500	406,000	
96	291,100	338,000	406,700	
97	291,700	338,500	407,100	
98	292,600	339,000		
99	293,300	339,500		
100	294,200	340,000		
101	295,200	340,500		
102	295,900	341,000		
103	296,600	341,500		
104	297,300	342,000		
105	298,000	342,500		
106	298,500	343,000		
107	299,000	343,500		
108	299,500	343,900		
109	299,700	344,400		
110	300,100	344,800		
111	300,400	345,300		
112	300,700	345,700		
113	301,100	346,200		
114	301,400	346,600		
115	301,700	347,100		
116	302,000	347,500		
117	302,300	348,000		
118	302,700	348,400		
119	303,000	348,800		
120	303,400	349,300		
121	303,700	349,700		
再任用 の警察 職員	219,900	261,800	287,000	330,100

(備考) この表は、長野県警察本部に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する一般職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第5を別表第6とし、別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の別表を加える。

(別表第4)(第6条の2関係)

級別標準職務表

ア 警察職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的職務
1級	巡査の行う職務
2級	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務
3級	1 係長の職務 2 警察署の課長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う主任の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う巡査長の職務

4級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務 4 極めて複雑かつ困難な業務を行う主任の職務
5級	1 警察本部の次長の職務 2 警察署の次長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 4 極めて複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 5 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務
6級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の次長の職務 4 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の次長の職務
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務
8級	1 極めて複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務
9級	1 警察本部の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる警察署の長の職務

イ 一般職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的職務
1級	主事又は技師の職務
2級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 主査の職務 3 係長又は副主査の職務 4 警察署の課長の職務
4級	1 警察本部の次長の職務 2 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務 4 主幹の職務 5 複雑かつ困難な業務を行う主査の職務
5級	複雑かつ困難な業務を行う警察本部の次長の職務
6級	警察本部の課長の職務
7級	複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務
8級	運転免許本部長の職務

ウ 警察研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的職務
1級	補助的研究業務を行う技師の職務
2級	高度の知識又は経験に基づき研究業務を行う技師の職務
3級	1 主任研究員の職務 2 研究員の職務
4級	科学捜査研究所長の職務

附 則

(施行期日等)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1から別表第3までの改正規定及び次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例別表第1から別表第3までの規定は、平成27年4月1日から適用する。
(実施規定)
- この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(給与の内払)
- この条例による改正前の長野県警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成27年4月1日以後の分として警察職員に支払われた給与は、この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。